

IV 参 考 资 料

1 令和 2 年度の地方財政

(1) 令和 2 年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和 2 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和元年 12 月 18 日閣議了解、令和 2 年 1 月 20 日閣議決定された。この中で、以下の令和元年度の経済動向、令和 2 年度の経済見通し及び令和 2 年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 令和元年度の経済動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年 10 月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

こうした中、政府は、「15 か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）に基づき、予備費を含めた令和元年度予算、令和元年度補正予算及び令和 2 年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしている。

物価の動向をみると、原油価格の下落の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で伸びが低下している。

この結果、令和元年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.9% 程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 1.8% 程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.6% 程度の上昇と見込まれる。

(イ) 令和 2 年度の経済見通し

令和 2 年度については、安心と成長の未来を拓く総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、「令和 2 年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和 2 年度の実質 GDP 成長率は 1.4% 程度、名目 GDP 成長率は 2.1% 程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.8% 程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国の EU 離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

(ウ) 令和 2 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020 年頃の名目 GDP600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指す。

安心と成長の未来を拓く総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていく。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0 時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率

1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化など SDGs への対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行う。

財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。令和 2 年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「骨太方針 2018」という。）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太方針 2019」という。）に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

「令和 2 年度予算編成の基本方針」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）及び「令和 2 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、令和元年 12 月 20 日、令和 2 年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和 2 年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和 2 年度予算の基本的な考え方

- a アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDP は名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000 年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

- b 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- c 我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020 年頃の名目 GDP600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、骨太方針 2019 に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0 時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化など SDGs への対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。

(イ) 令和 2 年度予算編成についての考え方

- a 令和 2 年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0 時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15 か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された安心と成長の未来を拓く総合経済対策に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和 2 年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- b 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3 年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- c 令和 2 年度予算は、骨太方針 2018 及び骨太方針 2019 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025 年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- d 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM(Evidence-based Policymaking)を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。
- e 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

このような方針に基づいて編成された令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円で、前年度当初予算と比べると1兆2,009億円増加(1.2%増)となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆739億円で、前年度当初予算と比べると608億円減少(2.8%減)となった。

財政投融资計画の規模は13兆2,195億円で、前年度計画額と比べると1,001億円増加(0.8%増)となった。

なお、令和2年度当初予算案は、令和2年1月20日に第201回通常国会に提出され、3月27日に成立した。

(2) 地方財政計画

令和2年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、骨太方針2018で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずること

となった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、令和元年 6 月 10 日に「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」及び令和元年 12 月 13 日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和 2 年度の地方財政への対応についての意見」([附属資料](#)参照)が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和 2 年度の地方財政計画を策定した。

ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、令和 2 年度地方税制改正では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講じることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦(寡夫)控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。
- (イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。
 - a 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正として、令和 2 年度から令和 4 年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b 令和 2 年度の財源不足見込額 4 兆 5,285 億円については、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。
 - (a) 建設地方債(財源対策債)を 7,700 億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により5,187億円(地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,533億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める令和2年度における「乖離是正分加算額」2,500億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆1,398億円発行する。

c 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

d 上記の結果、令和2年度の地方交付税については、16兆5,882億円(前年度比4,073億円増、2.5%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆7,336億円(普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円)とする。

(エ) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策の推進、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、一般行政経費に新たに「地域社会再生事業費」を4,200億円計上する。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)計上する。

c 地方団体が地方単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を900億円計上する。

- d 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額する。
- e 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円(前年度同額)、3,000億円(前年度同額)を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- f 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- g 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- h 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- i 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- j 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、3,742 億円を確保する。また、一般財源充当分として 86 億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、24 億円（普通会計分 15 億円、公営企業会計等分 9 億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 8,984 億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～令和 5 年度）による地方税の収入見込額として 756 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 335 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和 2 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 90 兆 7,397 億円で、前年度と比べると 1 兆 1,467 億円増加（1.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 8,984 億円で、前年度と比べると 2,003 億円減少（18.2%減）、全国防災事業が 1,092 億円で、前年度と比べると 34 億円増加（3.2%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 40 兆 9,366 億円で、前年度と比べると 7,733 億円増加（1.9%増）（道府県税 4.0%増、市町村税 0.2%増）、地方譲与税は 2 兆 6,086 億円で、前年度と比べると 1,037 億円減少（3.8%減）、地方特例交付金は 2,007 億円で、前年度（子ども・子育て支援臨時交付金を含む。）と比べると 2,333 億円減少（53.8%減）、地方交付税は 16 兆 5,882 億円で、前年度と比べると 4,073 億円増加（2.5%増）、国庫支出金は 15 兆 2,157 億円で、前年度と比べると 4,983 億円増加（3.4%増）、地方債（普通会計分）は 9 兆 2,783 億円で、前年度と比べると 1,500 億円減少（1.6%減）となった。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 2,876 億円で、前年度と比べると 431 億円減少（0.2%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、2,625 人の増とした。一般行政経費は 40 兆 3,717 億円で、前年度と比べると 1 兆 9,520 億円増加（5.1%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 7,510 億円で、前年度（重点課題対応分を含む。）と比べると 3,006 億円増加（2.1%増）となった。公債費は 11 兆 6,979 億円で、前年度と比べると 2,109 億円減少（1.8%減）、投資的経費は 12 兆 7,614 億円で、前年度と比べると 2,539 億円減少（2.0%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 6 兆 1,137 億円で、前年度と比べると 61 億円増加（0.1%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 3,742 億円で、前年度と比べると 307 億円減少（7.6%減）、国庫支出金は 5,065 億円で、前年度と比べると 1,703 億円減少（25.2%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は 1,748 億円で、前年度と比べると 674 億円減少（27.8%減）、投資的経費は 7,075 億円で、前年度と比べると 1,269 億円減少（15.2%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は 756 億円で、前年度と比べると 11 億円増加（1.5%増）などとなった。歳出では公債費は 1,092 億円で、前年度と比べると 34 億円増加（3.2%増）となった。

また、令和 2 年度の地方債計画の規模は、通常収支分が 11 兆 7,336 億円（普通会計分 9 兆 2,783 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,553 億円）で、前年度と比べると 2,721 億円減少（2.3%減）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が 24 億円（普通会計分 15 億円、公営企業会計等分 9 億円）で、前年度と比べると 4 億円減少（14.3%減）となった。

(3) 令和 2 年度補正予算及び一般会計の予備費等の使用

ア 令和 2 年度補正予算（第 1 号）とそれに伴う地方財政措置等

(ア) 令和 2 年度補正予算（第 1 号）

令和 2 年度補正予算（第 1 号）は、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定の後、4 月 20 日に変更について閣議決定、4 月 27 日に第 201 回通常国会に提出され、4 月 30 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定・同月 20 日変更閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を実施する

ための新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 25 兆 5,655 億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金 25 兆 6,914 億円（建設公債 2 兆 3,290 億円の増額及び特例公債 23 兆 3,624 億円の増額）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和 2 年度当初予算に対し、25 兆 6,914 億円増加し、128 兆 3,493 億円となった。

(イ) 令和 2 年度補正予算(第 1 号)に係る地方財政措置等

緊急経済対策に伴い、地方税における特例措置に伴う減収及びこの補正予算における歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、a 及び b のとおり措置を講じるとともに、補正予算において地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように掲げる交付金が創設されることとなった。

a 地方税における特例措置に伴う減収に対する措置

以下の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

(a) 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の発行

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴う令和 2 年度の一時的な減収に対応するため、地方財政法第 5 条の特例債である資金手当のための地方債を発行することができることとする。

(b) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額の補填

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による令和 2 年度以降の減収額については、自動車税減収補填特例交付金（令和 2 年度の増額分 226 億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（令和 2 年度の増額分 23 億円）により全額国費で補填する。

(c) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収額の補填

固定資産税及び都市計画税の軽減措置並びに固定資産税の特例措置の拡充・延長による令和 3 年度以降の減収額については、全額国費で補填する。

b 地方負担の増加に対する措置

この補正予算により令和 2 年度に追加されることとなる経費に係る地方負担については、c に掲げる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、この補正予算により令和 2 年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、当初における地方負担額に対する算入率である 60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

c 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付することとされる。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は 1 兆円とされ、各地方公共団体への交付限度額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業（ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象とする。）のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る。）の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

イ 令和 2 年度補正予算（第 2 号）等とそれに伴う地方財政措置等

（ア）令和 2 年度補正予算（第 2 号）等

令和 2 年度一般会計の予備費の使用が令和 2 年 4 月 24 日に、令和 2 年度補正予算（第 1 号）により創設された令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用が 5 月 26 日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計の予備費において 260 億円、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において 1,839 億円が計上された。

また、令和 2 年度補正予算（第 2 号）は、5 月 27 日に閣議決定、6 月 8 日に第 201 回通常国会に提出され、6 月 12 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症対策関係経費 31 兆 8,171 億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金 31 兆 9,114 億円（建設公債 9 兆 2,990 億円及び特例公債 22 兆 6,124 億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和 2 年度補正予算（第 1 号）による補正後予算に対し、31 兆 9,114 億円増加し、160 兆 2,607 億円となった。

（イ）令和 2 年度補正予算（第 2 号）等に係る地方財政措置

この予備費の使用及び補正予算による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

また、この補正予算により令和 2 年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

（ウ）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 2 兆円増額することとされた。

このほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、補正予算（第 1 号）分も含め全額国費による負担とした上で 2 兆 2,370 億円（医療分 1 兆 6,279 億円、介護・福祉分 6,091 億円）増額するとともに、全額国費により、雇用調整助成金の拡充等（4,519 億円）、家賃支援給付金の創設（2 兆 242 億円）等に係る事業を計上することとされた。

ウ 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

（ア）予備費の使用

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和 2 年 7 月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策が「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(令和 2 年 7 月 30 日令和 2 年 7 月豪雨非常災害対策本部会議)として取りまとめられ、予備費等を活用し速やかに対応を進めていくこととされ、令和 2 年度一般会計の予備費について、令和 2 年 7 月 31 日に 1,017 億円の使用が閣議決定された。

(イ) 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

a 災害復旧事業

- (a) 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業(公営企業が実施するものを除く。)について、地方負担額の 100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (b) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(被災産地施設支援対策)、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業(被災木材加工流通施設等復旧対策)及び浜の活力再生・成長促進交付金事業(被災施設整備対策事業)について、地方負担額の 100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (c) 公営企業が実施する災害復旧事業について、地方負担額の 100%まで地方公営企業災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

b 災害関連事業

地方負担額の 100%まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

c 災害廃棄物処理事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の 100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

d なりわい再建支援事業

地方公共団体が補助する経費の 2/3 を国が補助する場合、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の 100%まで地方債を発行できるとし、後年度における元利償還金の 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

なお、地方公共団体が事業者負担に対して総事業費の 3/4 以内で補助する経費の 1/2 を国が補助する場合、地方負担額の 70%を特別交付税により措置する。

e 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）

地方公共団体が事業者負担に対して国庫補助額の範囲内で補助する場合、地方負担額の 70%を特別交付税により措置する。

f 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の 100%まで一般事業債を充当できることとする。

g 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

エ 令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和 2 年 8 月 7 日）

令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 2 年 8 月 7 日に 1 兆 1,257 億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち都道府県の予算に計上して経費を支出する生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

オ 令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等の使用とそれに伴う地方財政措置

（ア）予備費の使用

令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和 2 年度一般会計の予備費の使用が令和 2 年 9 月 15 日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において 1 兆 6,386 億円、一般会計の予備費において 315 億円が計上された。

(イ) 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

(ウ) 一般会計の予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

a 災害復旧事業

地方負担額の 100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

b 災害関連事業

地方負担額の 100%まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

カ 令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用(令和 2 年 12 月 11 日)

令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 2 年 12 月 11 日に 3,856 億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち地方公共団体の予算に計上して経費を支出するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

キ 令和 2 年度補正予算(第 3 号)とそれに伴う地方財政措置等

(ア) 令和 2 年度補正予算(第 3 号)

令和 2 年度補正予算(第 3 号)は、令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定、令和 3 年 1 月 18 日に第 204 回通常国会に提出され、1 月 28 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4 兆 3,581 億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 11 兆 6,766 億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3 兆 1,414 億円等が計上されたほか、既定経費の減額 4 兆 1,963 億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収が 8 兆 3,880 億円減額計上された一方、税外収入 7,297 億円、公債金 22 兆 3,950 億円(建設公債 3 兆 8,580 億円及び特例公債 18 兆 5,370 億円)等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和 2 年度補正予算(第 2 号)による補正後予算に対し、15 兆 4,271 億円増加し、175 兆 6,878 億円となった。

(イ) 令和 2 年度補正予算(第 3 号)に係る地方財政措置

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算においては、令和 2 年度の国税の減収に伴い地方交付税が 2 兆 6,339 億円の減額となったところであるが、これについては、令和 2 年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとし、この結果、令和 2 年度当初予算の地方交付税の総額を確保する。

- (a) 地方交付税の減 2 兆 6,339 億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。
- (b) (a) の加算のうち国負担分 8,651 億円については、臨時財政対策特例加算とすることとし、地方負担分 1 兆 7,688 億円については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。

また、令和 2 年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、当該償還予定額から国の一般会計からの加算により償還財源を確保した分を控除した額(2,500 億円)の償還を繰り延べるとともに、当該額を令和 3 年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとする。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第 204 回通常国会に提出し、令和 3 年 1 月 28 日に成立した(令和 3 年法律第 3 号)。

b 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じる。

(a) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。また、投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として実施する事業に係る地方負担については、投資的経費を除き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 上記(a)(b)以外の事業

この補正予算による歳出の追加のうち、上記(a)(b)以外の事業に係る地方負担については、以下のとおり措置する。

<1>投資的経費に係る地方負担については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

1 災害復旧事業債

(1) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(II) 災害対策債

- i なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の 2/3 を国が補助する場合）及び令和 2 年 7 月豪雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95% を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の 95% を特別交付税により措置する。

ii 上記 i 以外の事業

災害廃棄物処理事業については、地方負担額の 80% を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の 57% を特別交付税により措置する。

(III) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%～85.5% を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

II 令和 2 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

令和 2 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80% を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

III 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

<2> 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200 億円）の一部により対応する。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 1.5 兆円（うち地方単独分 1.0 兆円、即時対応分 0.2 兆円）増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（1兆3,011億円（医療分1兆1,763億円、介護・福祉分1,248億円））、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額（4,199億円）及び新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（5,736億円）等に係る事業を計上することとされた。

(エ) 地方税等の減収に対する措置

令和2年度の地方税等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税（地方消費税交付金を含む。）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税（ゴルフ場利用税交付金を含む。）、軽油引取税（軽油引取税交付金を含む。）、市町村たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税について景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであり、これらの地方税等の減収に対し、減収補填債を発行可能とするよう、地方交付税法等の一部を改正する法律の中で、地方財政法第5条の特例を設けた。

なお、当該減収補填債の後年度における元利償還金については、その75%（地方消費税引上げ分、地方消費税交付金引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税については100%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

また、減収補填債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとした。さらに、減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための地方債を発行可能とするよう、令和2年度地方債同意等基準を改正することとした。

ク 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和2年12月25日）

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和2年12月25日に4,862億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を2,169億円増額することとされた。

ケ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和3年1月15日）

令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 3 年 1 月 15 日に 7,418 億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を 7,418 億円増額することとされた。

コ 令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和 3 年 2 月 9 日）

令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和 3 年 2 月 9 日に 1 兆 1,372 億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠及び即時対応特定経費分）を 8,802 億円増額することとされた。

サ 令和 2 年度一般会計の予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

令和 3 年福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていくこととされ、令和 2 年度一般会計の予備費について、令和 3 年 2 月 26 日に 31 億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用により追加される中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（なりわい再建支援事業）については、地方負担額の 95%を特別交付税により措置することとした。

（4）地方公共団体の予算

令和 2 年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では 1.2%増、9 月補正後予算では 25.3%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- 地方税が当初予算では 0.9%増、9 月補正後予算では 0.6%増
- 地方譲与税が当初予算では 5.3%減、9 月補正後予算では 6.5%減

- 地方交付税が当初予算では 3.0% 増、9 月補正後予算では 2.4% 増
- 国庫支出金が当初予算では 2.6% 増、9 月補正後予算では 124.0% 増
- 地方債が当初予算では 0.8% 増、9 月補正後予算では 3.5% 増
となっている。一方、歳出では、
- 人件費が当初予算では 3.7% 増、9 月補正後予算では 4.0% 増
- 物件費が当初予算では 2.9% 減、9 月補正後予算では 11.6% 増
- 扶助費が当初予算では 2.9% 増、9 月補正後予算では 4.5% 増
- 補助費等が当初予算では 6.6% 増、9 月補正後予算では 98.6% 増
- 普通建設事業費が当初予算では 1.6% 減、9 月補正後予算では 0.2% 減
- 災害復旧事業費が当初予算では 7.8% 減、9 月補正後予算では 25.3% 増
となっている。

詳細は [第 45 表](#) のとおりとなっている。

第45表 令和2年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	411,400	407,832	3,567	0.9	410,487	407,983	2,504	0.6	37.2	37.3	29.4	36.6
地 方 譲 与 税	25,650	27,091	△ 1,442	△ 5.3	25,389	27,148	△ 1,759	△ 6.5	2.3	2.5	1.8	2.4
地 方 特 例 交 付 金	1,909	3,774	△ 1,864	△ 49.4	1,985	4,350	△ 2,365	△ 54.4	0.2	0.3	0.1	0.4
地 方 交 付 税	163,593	158,820	4,773	3.0	165,353	161,418	3,935	2.4	14.8	14.5	11.8	14.5
市町村たばこ税都道府県交付金	7	8	△ 0	△ 5.5	7	8	△ 0	△ 5.5	0.0	0.0	0.0	0.0
利子割交付金	193	298	△ 105	△ 35.2	193	298	△ 105	△ 35.2	0.0	0.0	0.0	0.0
配当割交付金	926	998	△ 72	△ 7.2	926	998	△ 72	△ 7.2	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	616	847	△ 231	△ 27.3	616	847	△ 231	△ 27.3	0.1	0.1	0.0	0.1
分離課税所得割交付金	56	54	2	3.1	56	54	2	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地方消費税交付金	28,231	23,438	4,793	20.5	28,166	23,432	4,733	20.2	2.6	2.1	2.0	2.1
ゴルフ場利用税交付金	290	294	△ 5	△ 1.5	290	294	△ 5	△ 1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	0	695	△ 695	△ 99.9	0	682	△ 682	△ 99.9	0.0	0.1	0.0	0.1
環境性能割交付金	594	257	337	131.2	593	270	324	120.0	0.1	0.0	0.0	0.0
軽油引取税交付金	1,299	1,313	△ 14	△ 1.1	1,299	1,313	△ 14	△ 1.1	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税交付金	1,379	0	1,379	皆増	1,385	0	1,385	皆増	0.1	0.0	0.1	0.0
小計（一般財源）	634,765	625,721	9,044	1.4	635,361	629,095	6,266	1.0	57.4	57.2	45.5	56.4
国庫支出金	158,703	154,745	3,957	2.6	358,630	160,138	198,491	124.0	14.3	14.2	25.7	14.4
地 方 債	107,585	106,728	857	0.8	114,838	110,958	3,881	3.5	9.7	9.8	8.2	9.9
そ の 他	205,111	205,910	△ 799	△ 0.4	288,980	215,475	73,505	34.1	18.5	18.8	20.7	19.3
歳 入 合 計	1,106,164	1,093,104	13,060	1.2	1,397,809	1,115,666	282,143	25.3	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
人 件 費	232,370	224,047	8,324	3.7	233,030	224,021	9,009	4.0	21.0	20.5	16.7	20.1
物 件 費	99,985	102,945	△ 2,961	△ 2.9	117,202	105,065	12,137	11.6	9.0	9.4	8.4	9.4
維持補修費	12,538	11,918	619	5.2	12,960	12,315	646	5.2	1.1	1.1	0.9	1.1
扶 助 費	155,155	150,734	4,421	2.9	158,748	151,957	6,790	4.5	14.0	13.8	11.4	13.6
補 助 費 等	209,739	196,699	13,039	6.6	398,499	200,620	197,879	98.6	19.0	18.0	28.5	18.0
普 通 建 設 事 業	154,523	157,072	△ 2,549	△ 1.6	165,282	165,678	△ 395	△ 0.2	14.0	14.4	11.8	14.9
うち補助事業費	73,941	74,574	△ 633	△ 0.8	81,281	79,482	1,799	2.3	6.7	6.8	5.8	7.1
うち単独事業費	72,711	75,795	△ 3,084	△ 4.1	76,127	78,559	△ 2,432	△ 3.1	6.6	6.9	5.4	7.0
災 害 復 旧 事 業 費	8,407	9,114	△ 707	△ 7.8	12,653	10,102	2,551	25.3	0.8	0.8	0.9	0.9
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0.0	0	0	△ 0	△ 38.2	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債 費	119,958	120,940	△ 983	△ 0.8	120,166	121,258	△ 1,092	△ 0.9	10.8	11.1	8.6	10.9
そ の 他	113,489	119,633	△ 6,144	△ 5.1	179,268	124,649	54,619	43.8	10.3	10.9	12.8	11.2
歳 出 合 計	1,106,164	1,093,104	13,060	1.2	1,397,809	1,115,666	282,143	25.3	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。））である。
 2 当初予算については、令和元年度又は令和2年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
 3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
 4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(5) 公営企業等に関する財政措置

ア 公営企業

(ア) 通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和 2 年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 4,942 億円(前年度 2 兆 5,394 億円)を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 4,553 億円(前年度 2 兆 5,774 億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和 2 年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、当該特別交付税措置の対象とした上で、上限額を引き上げる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。
- b 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口 3 万人未満の地方公共団体においても令和 5 年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。
- c 水道事業については、多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

また、上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備や、土砂流入防止壁、防水扉等の整備に要する経費について、所要の地方財政措置を講じる。

- d 下水道事業については、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。
- e 病院事業については、引き続き、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して新たに特別交付税措置を講じるなど、地方交付税措置について所要の見直しを行う。

(イ) 東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において15億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分9億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,423億円）について地方交付税措置を講じる。

- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県 3/4、市町村 1/4）を負担することとし、その所要額（4,400 億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,579 億円）に対し、国及び都道府県が一部（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）を負担することとし、地方負担（1,290 億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金（3,767 億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国 1/4、都道府県 1/4、都道府県国保 1/2）を負担することとし、地方負担（942 億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000 億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40 歳から 74 歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517 億円）に対して、国及び都道府県が一部（国 1/3、都道府県 1/3、都道府県国保 1/3）を負担することとし、地方負担（172 億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割 2 割・5 割・7 割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県 3/4、市町村 1/4）することとし、その所要額（3,058 億円）について地方交付税措置を講じる。

- (イ)高額医療費負担金(3,476億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(869億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ)財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(193億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(64億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ)実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(6)個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況について、令和元年度決算における経常収支比率は、社会保障関係費に係る補助費等及び扶助費が増加したこと等により、前年度(93.0%)と比べて0.4ポイント上昇の93.4%となっている。近年は、経常収支比率が90%台の高い水準で推移しているほか、普通会計が負担すべき借入金残高も累積しているなど、依然として厳しい財政状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳入削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市において、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園の整備や市立診療所等の移転改築など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成29年3月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、令和元年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は5会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

年度	区分	地方財政計画		国の一般会計予算	
		歳出総額	一般行政経費	歳出総額	一般歳出
昭和30		1.6	—	△ 0.8	△ 2.9
31		6.4	—	4.4	4.8
32		9.7	—	9.9	9.7
33		7.9	—	15.4	11.6
34		7.8	—	8.2	9.2
35		15.3	13.3	10.6	12.9
36		24.4	21.4	24.4	23.8
37		19.5	20.8	24.3	22.5
38		15.3	16.2	17.4	14.9
39		19.2	21.3	14.2	18.0
40		15.1	15.1	12.4	12.8
41		14.5	11.9	17.9	20.4
42		15.4	18.4	14.8	12.0
43		17.5	22.3	17.5	14.9
44		18.5	11.4	15.8	13.3
45		18.9	18.1	18.0	16.9
46		19.6	19.6	18.4	17.4
47		20.9	18.9	21.8	25.2
48		23.8	24.2	24.6	22.5
49		19.4	24.0	19.7	19.0
50		24.1	25.0	24.5	23.2
51		17.2	14.3	14.1	18.8
52		14.2	14.1	17.4	14.5
53		19.1	19.4	20.3	19.2
54		13.0	11.7	12.6	13.9
55		7.3	7.8	10.3	5.1
56		7.0	6.8	9.9	4.3
57		5.6	4.8	6.2	1.8
58		0.9	△ 1.5	1.4	△ 0.0
59		1.7	1.4	0.5	△ 0.1
60		4.6	3.8	3.7	△ 0.0
61		4.6	4.6	3.0	△ 0.0
62		2.9	1.8	0.0	△ 0.0
63		6.3	3.0	4.8	1.2
平成元		8.6	6.4	6.6	3.3
2		7.0	4.5	9.6	3.8
3		5.6	7.6	6.2	4.7
4		4.9	8.1	2.7	4.5
5		2.8	6.3	0.2	3.1
6		5.9	1.3	1.0	2.3
7		2.0	4.4	△ 2.9	3.1
8		3.4	4.1	5.8	2.4
9		2.1	2.7	3.0	1.5
10		0.0	2.9	0.4	△ 1.3
11		1.6	4.2	5.4	5.3
12		0.5	2.3	3.8	2.6
13		0.4	4.5	△ 2.7	1.2
14		△ 1.9	1.0	△ 1.7	△ 2.3
15		△ 1.5	1.1	0.7	0.1
16		△ 1.8	4.1	0.4	0.1
17		△ 1.1	5.7	0.1	△ 0.7
18		△ 0.7	8.2	△ 3.0	△ 1.9
19		△ 0.0	4.0	4.0	1.3
20		0.3	1.4	0.2	0.7
21		△ 1.0	2.7	6.6	9.4
22		△ 0.5	8.0	4.2	3.3
23		0.5	4.7	0.1	△ 0.1
24		△ 0.8	1.0	△ 2.2	△ 3.5
25		0.1	2.2	2.5	2.9
26		1.8	4.4	3.5	3.2
27		2.3	5.5	0.5	0.4
28		0.6	2.1	0.4	0.8
29		1.0	2.1	0.8	0.9
30		0.3	1.3	0.3	0.9
令和元		3.1	3.7	3.8	5.2
2		1.3	5.1	1.2	2.5

※平成23年度から27年度までの国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	409,366	401,633	7,733	1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
	地 方 交 付 税	165,882	161,809	4,073	2.5
	国 庫 支 出 金	152,157	147,174	4,983	3.4
	地 方 債	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	うち臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
	うち財源対策債	7,700	7,900	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
	雑 収 入	43,776	43,887	△ 111	△ 0.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 86	△ 90	4	△ 4.4
	全国防災事業一般財源充当分	△ 335	△ 312	△ 23	7.4
	計	907,397	895,930	11,467	1.3
	一 般 財 源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	634,318 617,518	627,072 606,772	7,246 10,746	1.2 1.8
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,876	203,307	△ 431	△ 0.2
	退 職 手 当 以 外	187,553	187,685	△ 132	△ 0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△ 1.9
	一 般 行 政 経 費	403,717	384,197	19,520	5.1
	補 助	227,126	214,845	12,281	5.7
	単 独	147,510	144,504	3,006	2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増
	公 債 費	116,979	119,088	△ 2,109	△ 1.8
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	900	-	900	皆増
	投 資 的 経 費	127,614	130,153	△ 2,539	△ 2.0
	直 轄 ・ 補 助	66,477	69,077	△ 2,600	△ 3.8
	単 独	61,137	61,076	61	0.1
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	△ 452	△ 1.8
	企業債償還費普通会計負担分	15,138	15,383	△ 245	△ 1.6
	そ の 他	9,804	10,011	△ 207	△ 2.1
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2
	計	907,397	895,930	11,467	1.3
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	890,597	875,630	14,967	1.7
	地 方 一 般 歳 出	758,480	741,159	17,321	2.3

(注) 令和元年度における重点課題対応分については、一般行政経費(単独)に含めて計上している。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6	
	一般財源充当分	86	90	△ 4	△ 4.4	
	国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△ 25.2	
	地方債	15	12	3	25.0	
	雑収入	76	68	8	11.8	
	計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2	
歳 出	給与関係経費	71	78	△ 7	△ 9.0	
	一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△ 27.8	
	補助単独	1,104	1,756	△ 652	△ 37.1	
	公債費	644	666	△ 22	△ 3.3	
	投資的経費	75	68	7	10.3	
	直轄・補助単	7,075	8,344	△ 1,269	△ 15.2	
	公営企業繰出金	6,941	8,182	△ 1,241	△ 15.2	
	単独	134	162	△ 28	△ 17.3	
	計	15	75	△ 60	△ 80.0	
計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2		

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地方税	756	745	11	1.5	
	一般財源充当分	335	312	23	7.4	
	雑収入	1	1	0	0.0	
	計	1,092	1,058	34	3.2	
歳 出	公債費	1,092	1,058	34	3.2	
	計	1,092	1,058	34	3.2	

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	410,122	402,378	7,744	1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
	地 方 交 付 税	169,624	165,858	3,766	2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	165,882	161,809	4,073	2.5
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6
	国 庫 支 出 金	157,222	153,942	3,280	2.1
	地 方 債	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,900	△ 200	△ 2.5
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
	雑 収 入	43,853	43,956	△ 103	△ 0.2
	計	917,473	907,975	9,498	1.0
一 般 財 源	639,237	632,268	6,969	1.1	
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,947	203,385	△ 438	△ 0.2
	退 職 手 当 以 外	187,624	187,763	△ 139	△ 0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△ 1.9
	一 般 行 政 経 費	405,465	386,619	18,846	4.9
	補 助	228,230	216,601	11,629	5.4
	単 独	148,154	145,170	2,984	2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増
	公 債 費	118,146	120,214	△ 2,068	△ 1.7
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978	7.2
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	900	-	900	皆増
	投 資 的 経 費	134,689	138,497	△ 3,808	△ 2.7
	直 轄 ・ 補 助	73,418	77,259	△ 3,841	△ 5.0
	単 独	61,271	61,238	33	0.1
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	3,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,957	25,469	△ 512	△ 2.0
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,138	15,383	△ 245	△ 1.6
	そ の 他	9,819	10,086	△ 267	△ 2.6
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2
計	917,473	907,975	9,498	1.0	
地 方 一 般 歳 出	767,389	752,078	15,311	2.0	

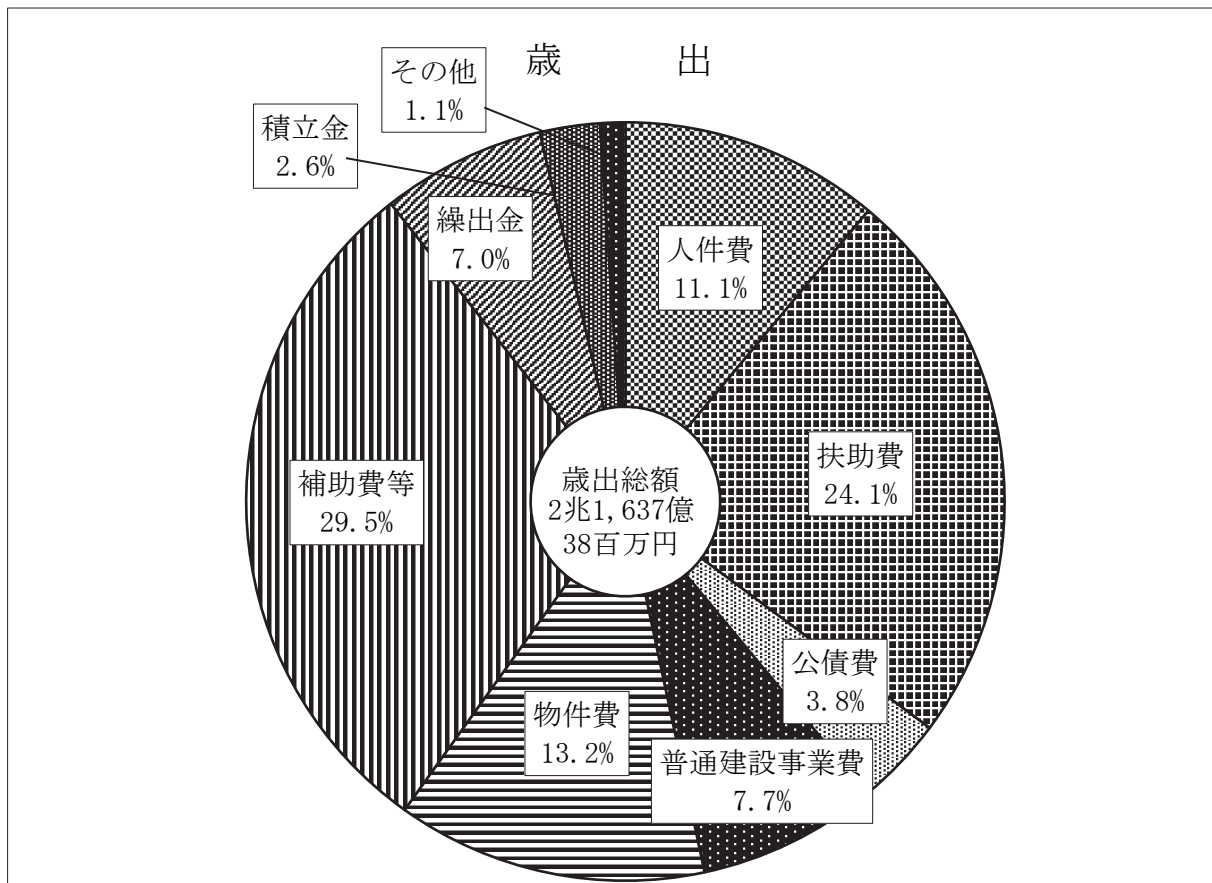
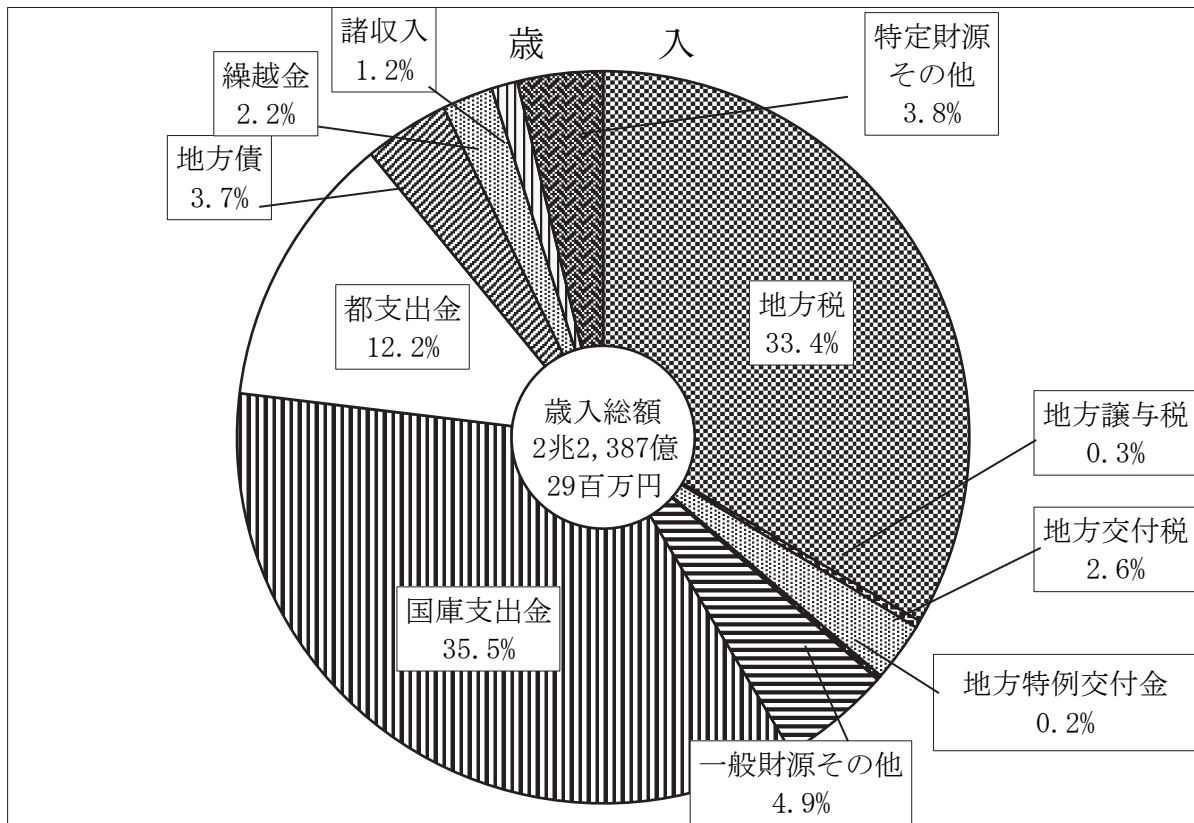
2 東京都市町村決算規模の推移等

東京都市町村決算規模の推移

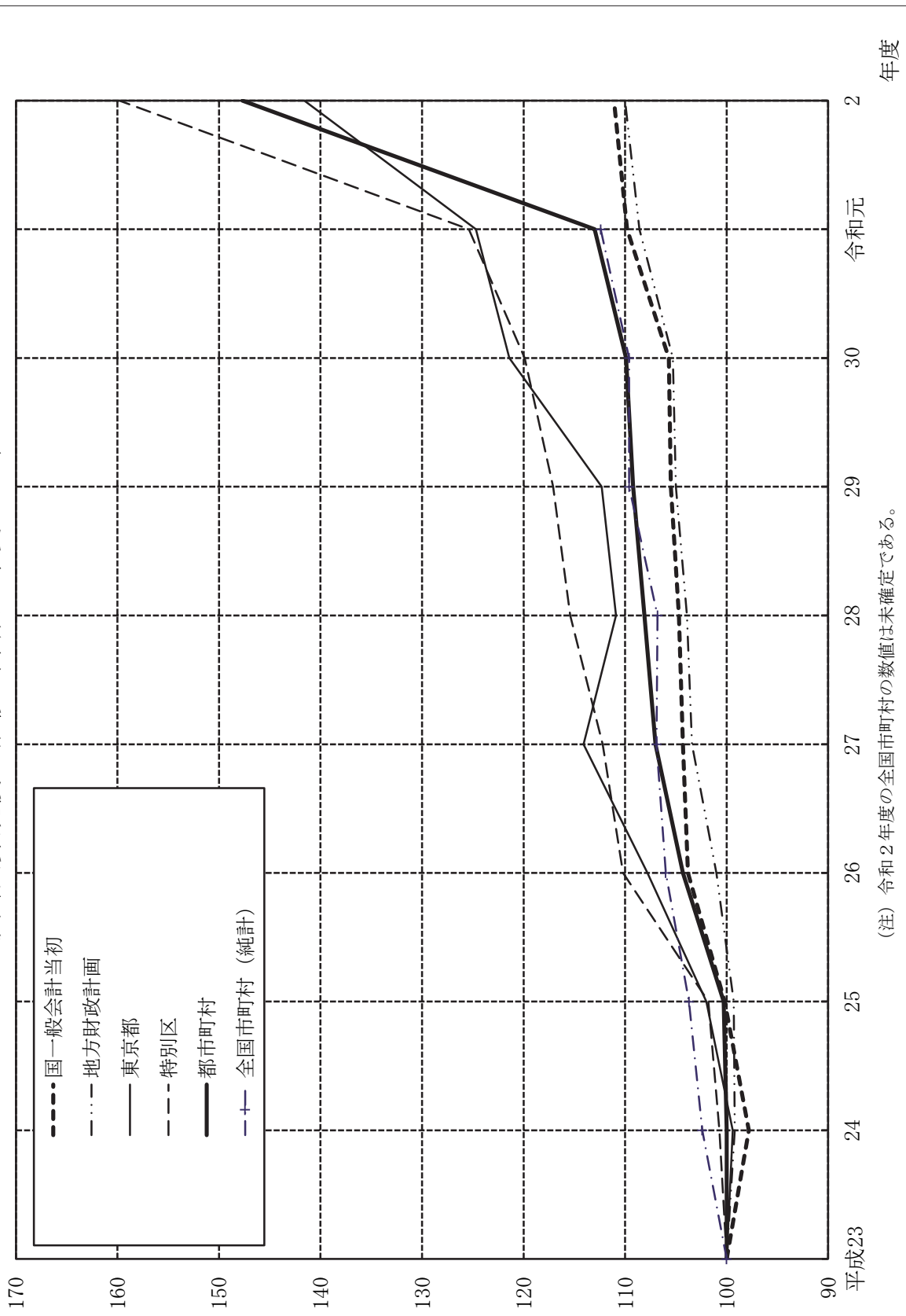
(単位：千円、%)

年度	歳入		歳出		年度	歳入		歳出	
		増減率		増減率			増減率		増減率
26	2,666,695	14	2,607,213	19	61	783,318,308	7.9	758,811,170	7.4
27	3,119,565	17.0	3,085,808	18.4	62	860,403,187	9.8	831,096,927	9.5
28	4,229,434	35.6	4,033,877	30.7	63	943,419,806	9.6	915,136,929	10.1
29	4,683,942	10.7	4,734,112	17.4	平成元	1,052,131,733	11.5	1,023,930,480	11.9
30	4,883,504	4.3	4,957,427	4.7	2	1,166,659,652	10.9	1,135,915,861	10.9
31	5,478,216	12.2	5,253,600	6.0	3	1,213,031,210	4.0	1,186,017,510	4.4
32	6,529,572	19.2	6,045,561	15.1	4	1,308,770,015	7.9	1,279,784,071	7.9
33	7,715,424	18.2	7,177,120	18.7	5	1,321,966,414	1.0	1,293,873,008	1.1
34	8,939,603	15.9	8,487,205	18.3	6	1,287,026,687	△ 2.6	1,256,549,566	△ 2.9
35	11,002,202	23.1	10,361,093	22.1	7	1,317,867,328	2.4	1,289,754,858	2.6
36	14,216,375	29.2	13,392,760	29.3	8	1,333,629,694	1.2	1,306,120,703	1.3
37	18,401,375	29.4	17,279,335	29.0	9	1,331,533,391	△ 0.2	1,306,753,639	0.0
38	22,570,277	22.7	21,475,635	24.3	10	1,325,697,121	△ 0.4	1,285,906,479	△ 1.6
39	28,585,520	26.7	27,398,556	27.6	11	1,351,322,366	1.9	1,324,684,695	3.0
40	35,395,309	23.8	33,600,188	22.6	12	1,290,452,473	△ 4.5	1,258,366,335	△ 5.0
41	43,775,543	23.7	42,232,783	25.7	13	1,304,202,796	1.1	1,269,844,481	0.9
42	51,782,172	18.3	49,690,789	17.7	14	1,286,203,385	△ 1.4	1,261,569,738	△ 0.7
43	62,535,841	20.8	59,519,082	19.8	15	1,267,707,391	△ 1.4	1,240,437,077	△ 1.7
44	82,755,799	32.3	78,157,847	31.3	16	1,281,965,092	1.1	1,252,358,087	1.0
45	106,244,187	28.4	101,825,392	30.3	17	1,285,902,300	0.3	1,254,251,198	0.2
46	140,006,897	31.8	136,082,392	33.6	18	1,316,343,961	2.4	1,279,578,945	2.0
47	172,793,365	23.4	167,535,463	23.1	19	1,347,001,552	2.3	1,313,542,819	2.7
48	233,889,079	35.4	226,335,866	35.1	20	1,402,252,037	4.1	1,317,801,510	0.3
49	307,000,896	31.3	300,429,502	32.7	21	1,476,385,341	5.3	1,430,863,385	8.6
50	337,553,068	10.0	330,548,239	10.0	22	1,509,336,246	2.2	1,470,364,581	2.8
51	365,830,279	8.4	356,430,761	7.8	23	1,509,841,674	0.0	1,465,147,905	△ 0.4
52	412,913,918	12.9	404,418,117	13.5	24	1,508,328,836	△ 0.1	1,464,870,331	△ 0.0
53	471,465,515	14.2	460,008,046	13.7	25	1,520,500,716	0.8	1,469,265,616	0.3
54	509,051,705	8.0	494,901,192	7.6	26	1,575,847,694	3.60	1,528,697,708	4.0
55	555,604,112	9.1	542,858,527	9.7	27	1,624,112,618	3.1	1,567,662,706	2.50
56	607,155,110	9.3	594,969,512	9.6	28	1,632,104,181	0.5	1,584,526,724	1.1
57	649,955,956	7.0	633,228,562	6.4	29	1,654,627,024	1.4	1,600,531,933	1.0
58	680,493,260	4.7	660,961,459	4.4	30	1,660,825,385	0.4	1,610,359,554	0.6
59	706,367,755	3.8	688,578,927	4.2	令和元	1,706,855,935	2.8	1,655,437,635	2.8
60	725,853,189	2.8	706,270,799	2.6	2	2,238,729,443	31.2	2,163,737,825	30.7

令和2年度 市町村普通会計決算

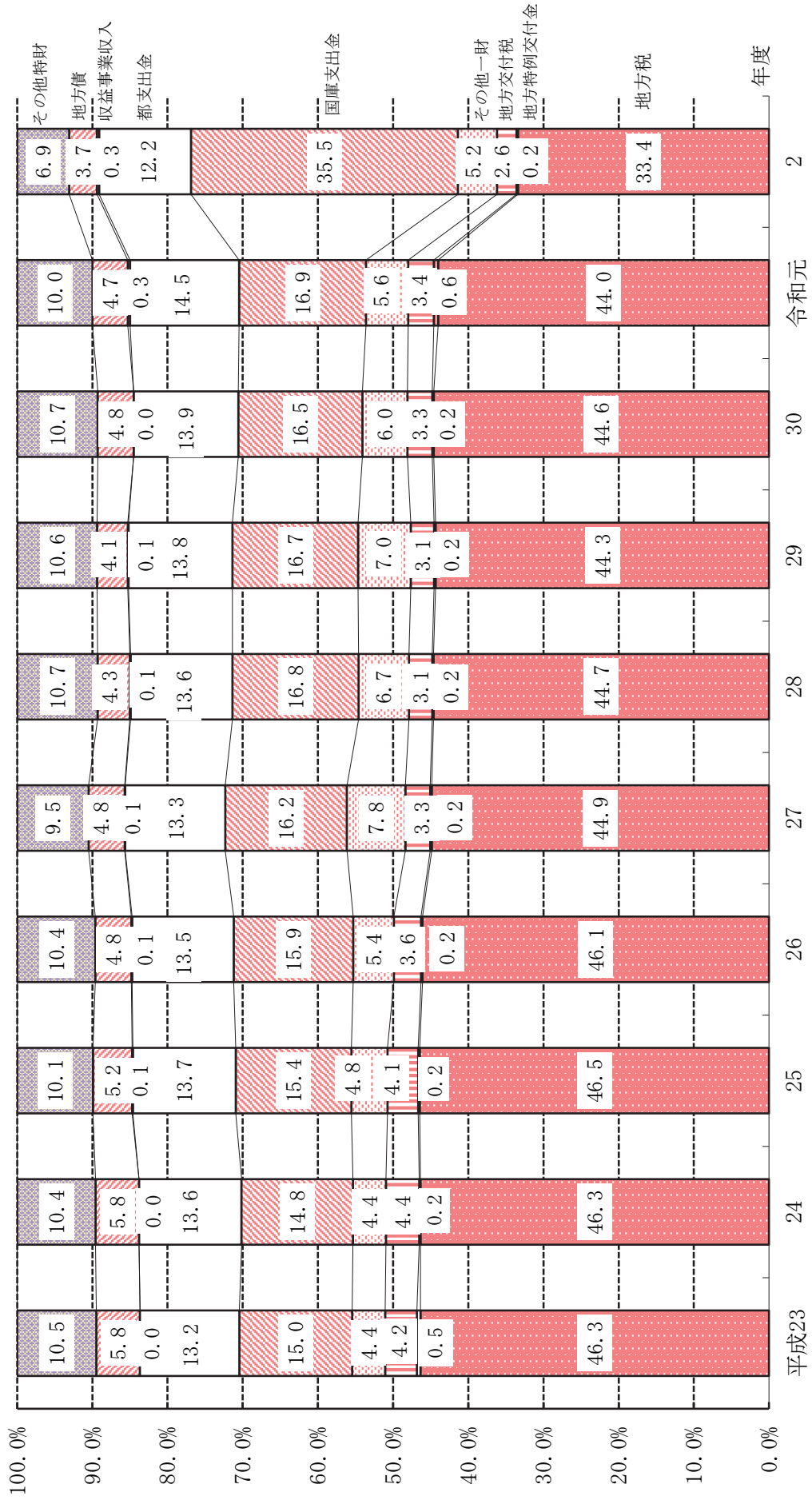


歳出決算規模の推移（平成23年度=100）

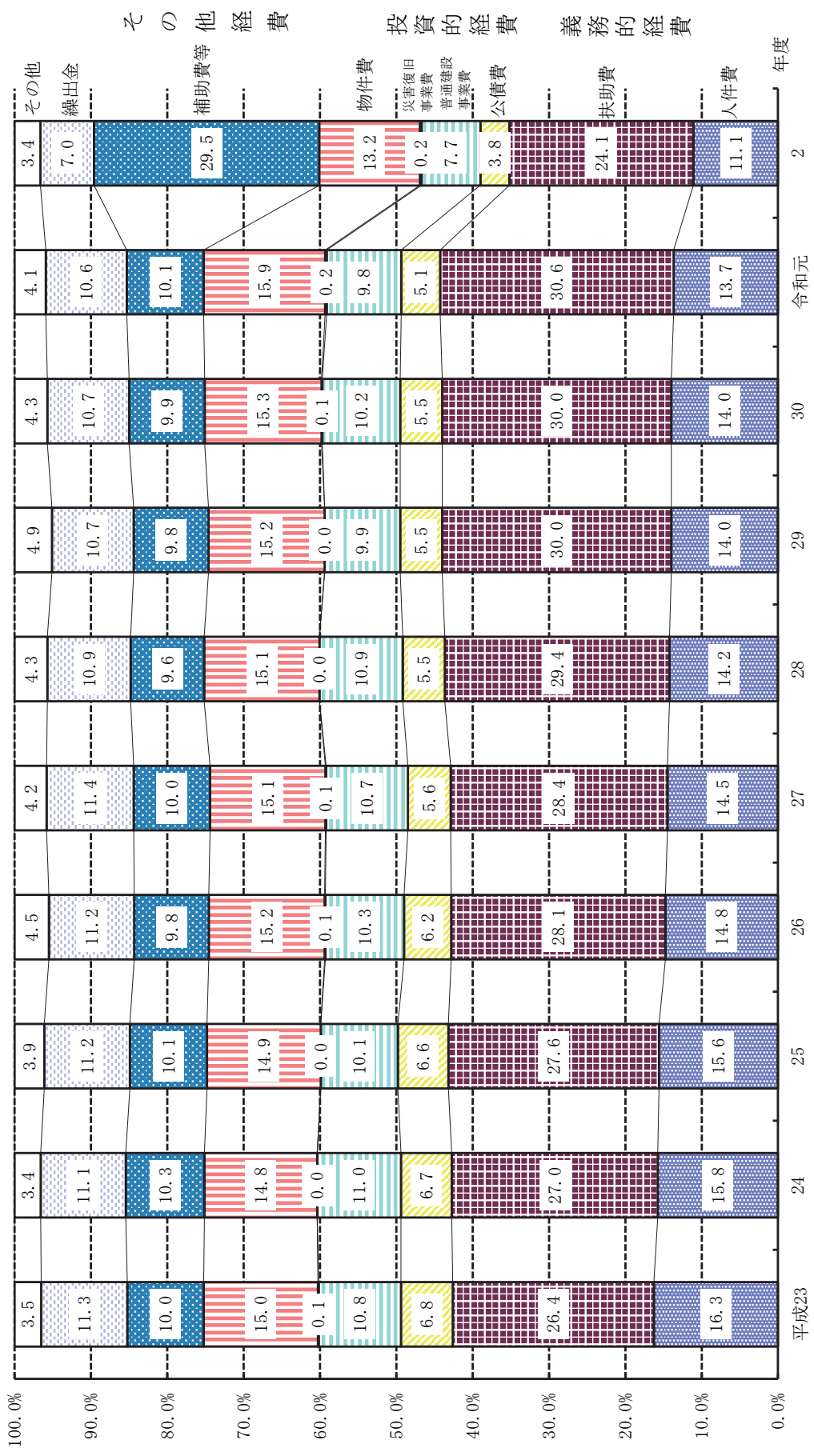


(注) 令和2年度の全国市町村の数値は未確定である。

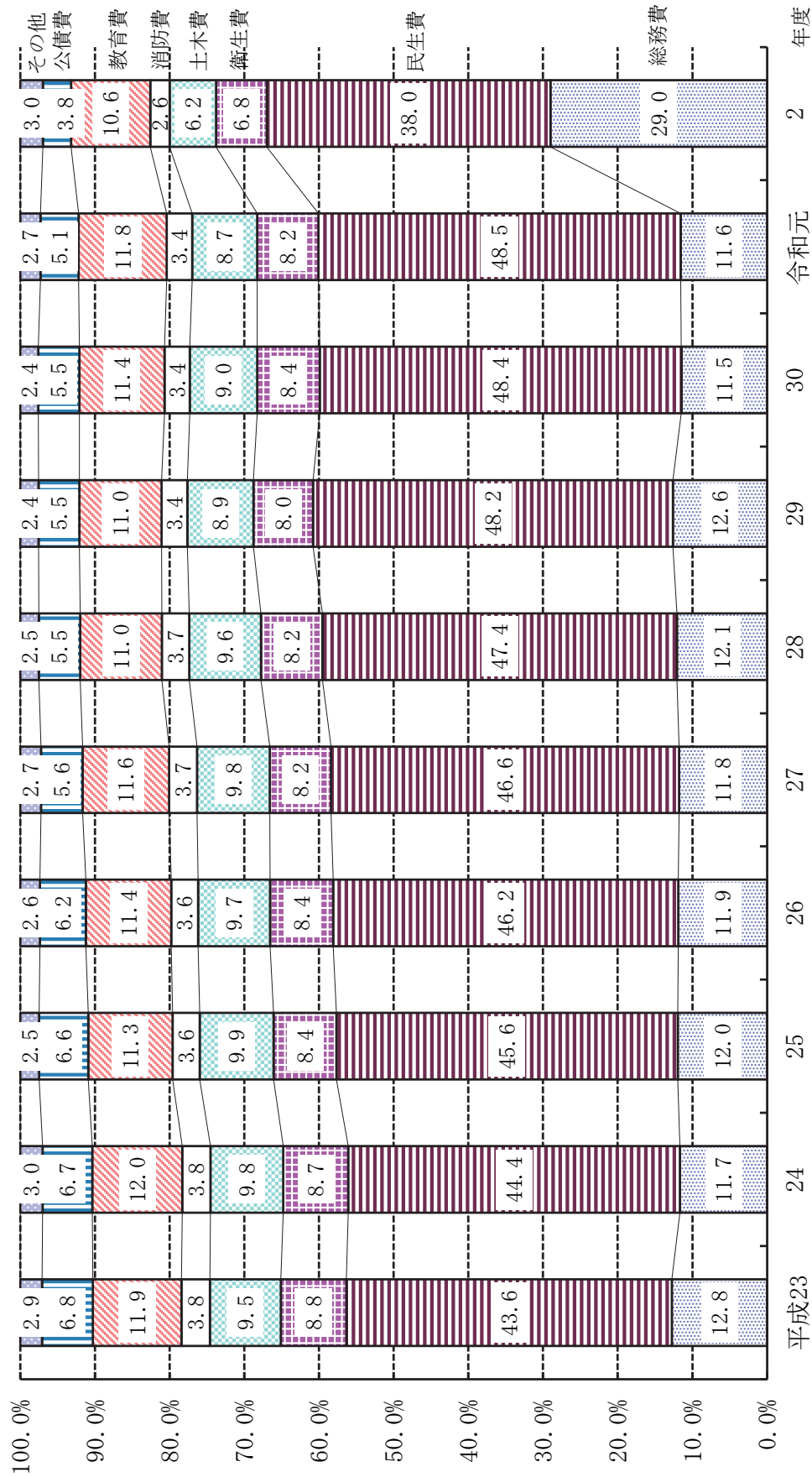
歳入項目別構成比の推移



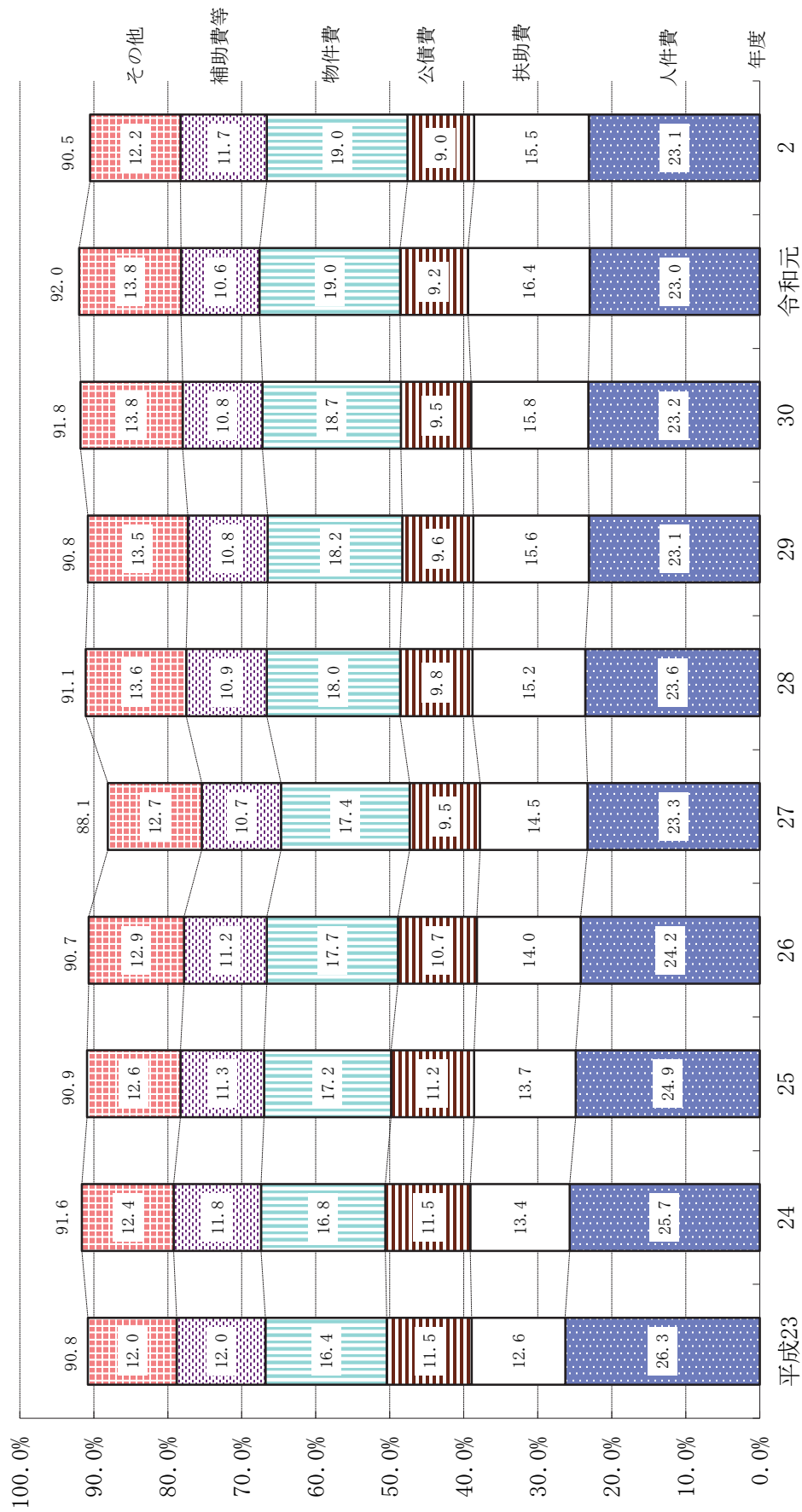
性質別歳出構成比の推移



目的別歳出構成比の推移

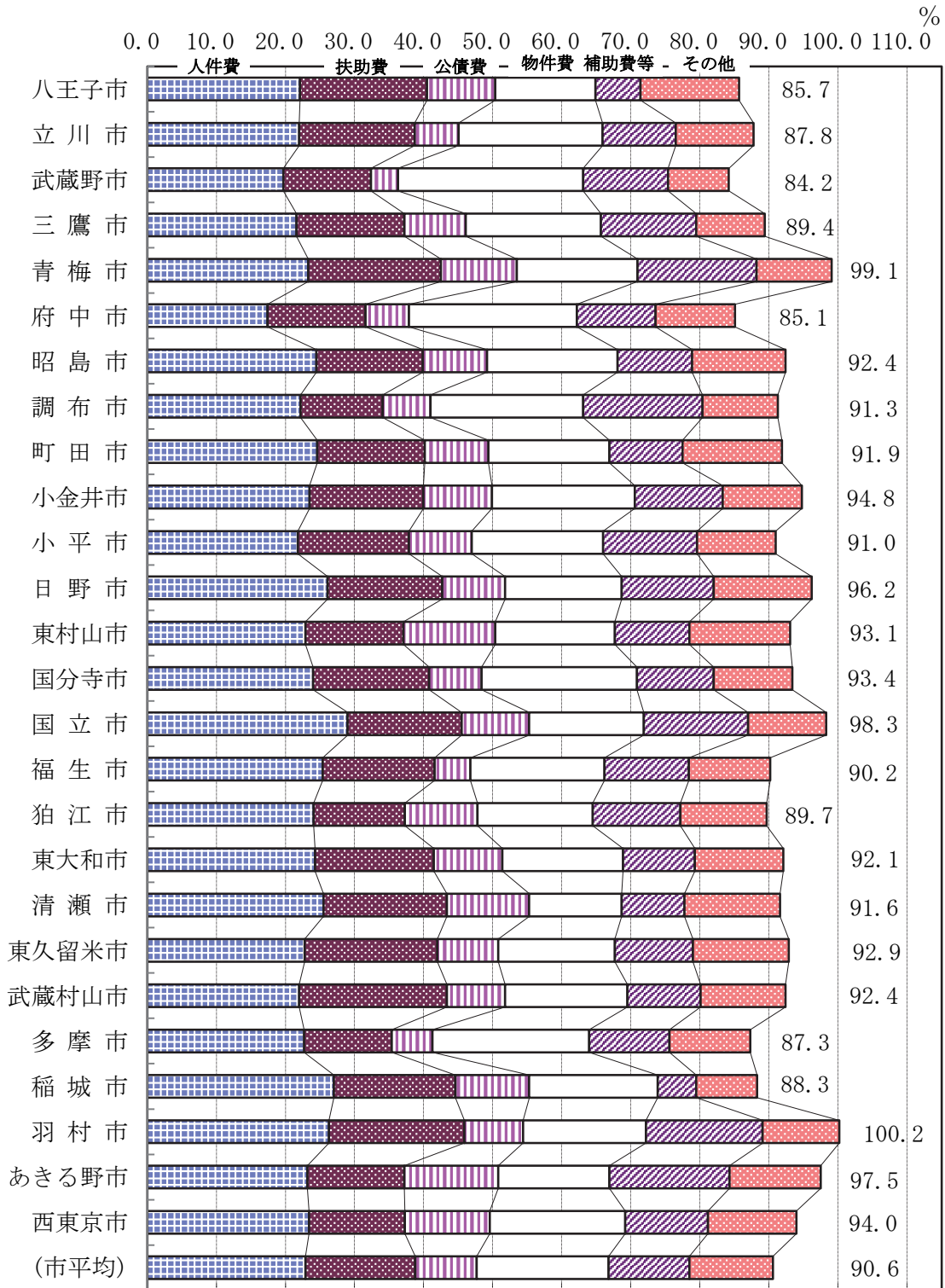


経常収支比率の推移

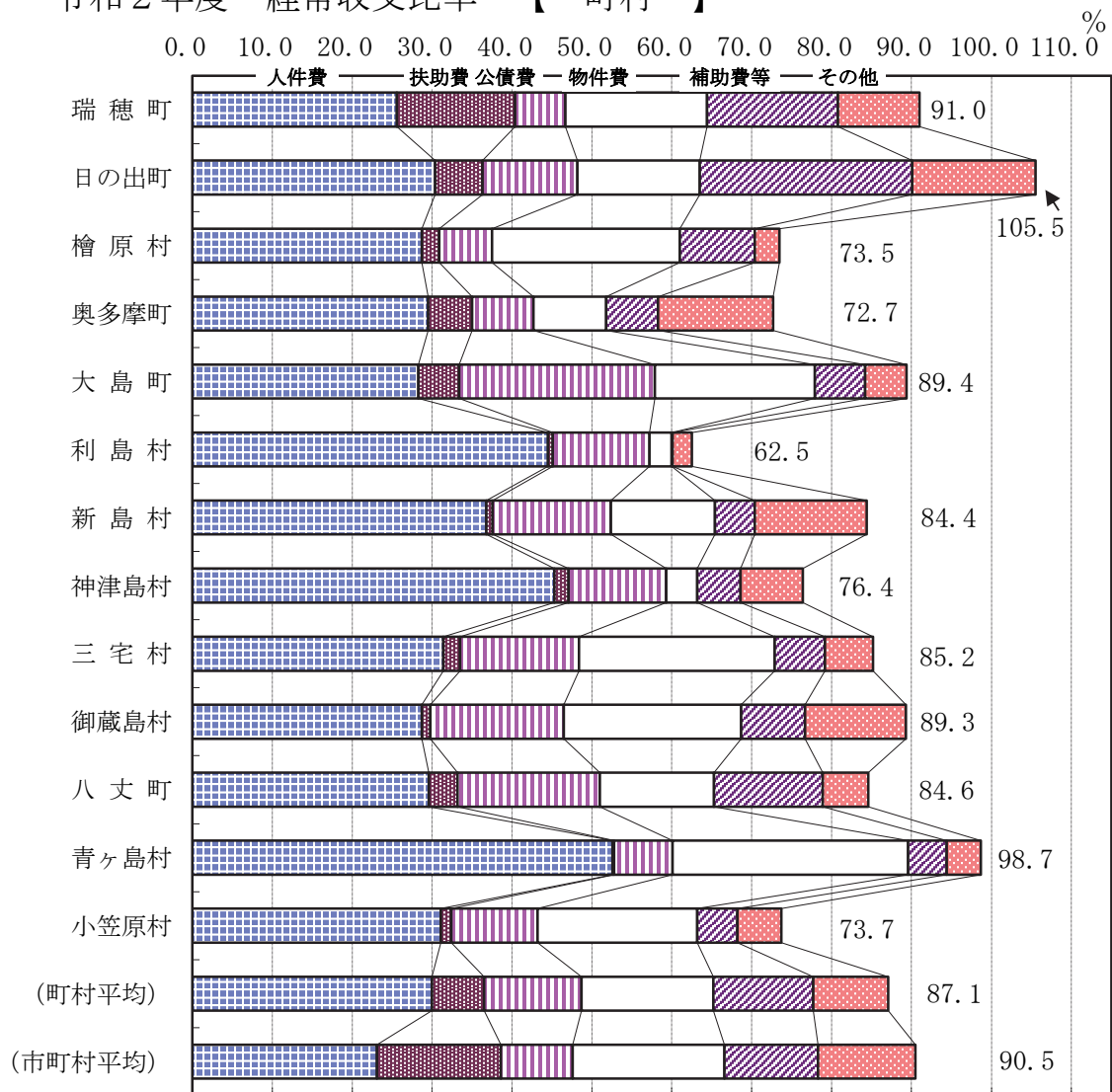


※平成13年度以降は、減収補填費（特例分）、猶子特例債及び臨時財政対策債の発行額を経常一般財源等に加えて算出した率である。

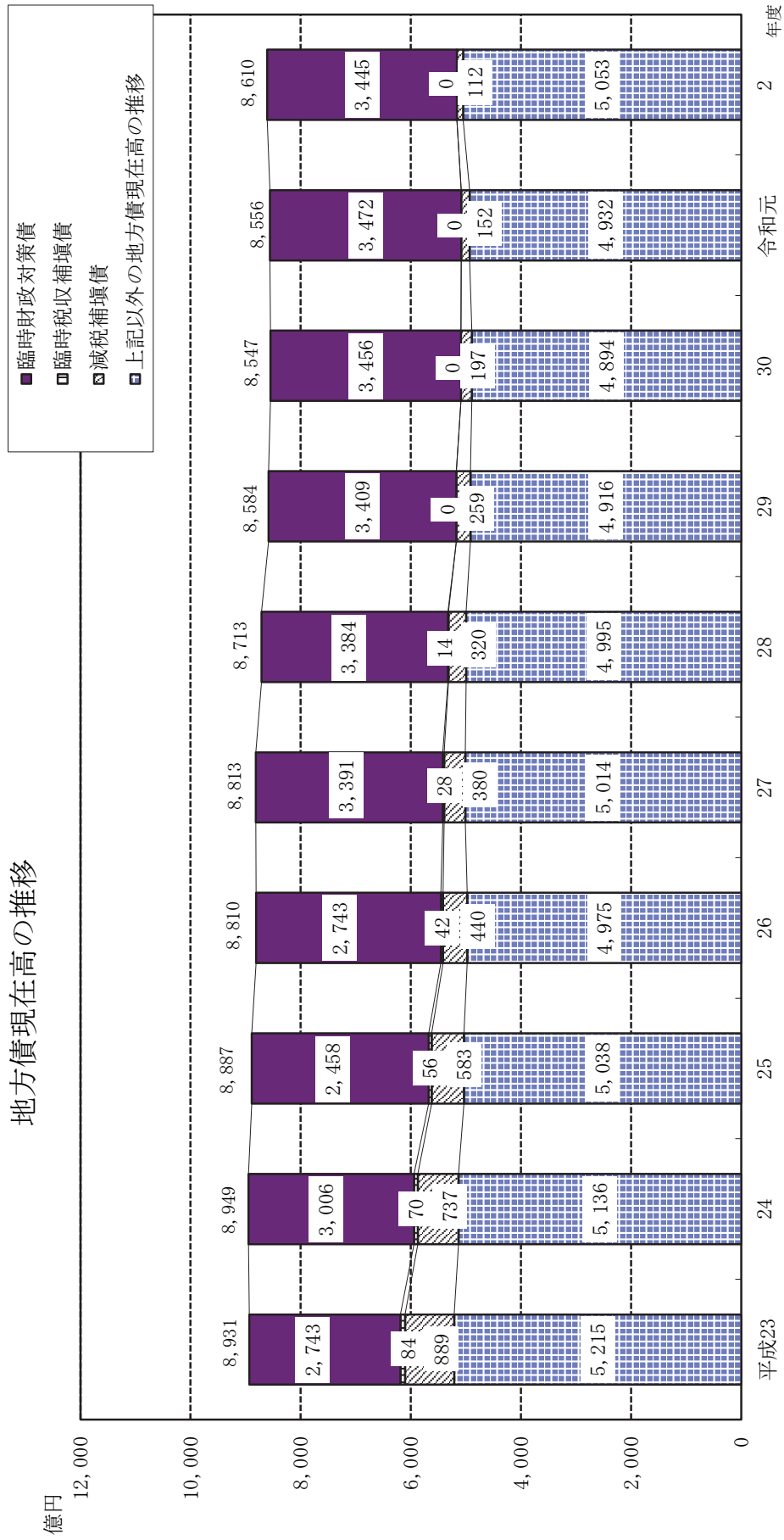
令和2年度 経常収支比率 【市】



令和2年度 経常収支比率 【 町村 】

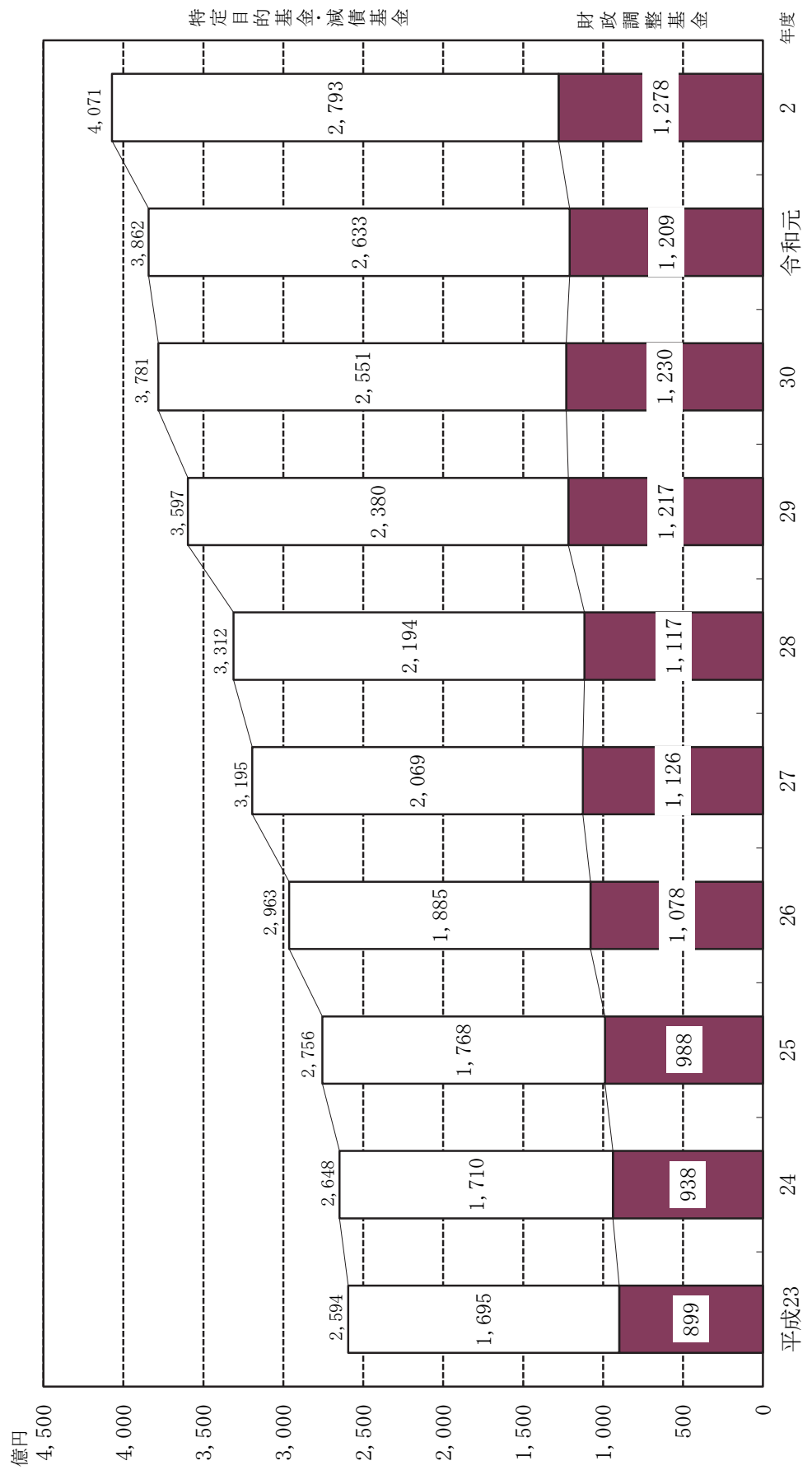


地方債現在高の推移



注： 現在高は、特定資金公共事業債(NTT債)分を除いた数値である。

積立金現在高の推移



令和2年度 東京都市町村普通会計決算の概要

1 総括

- 令和2年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、前年度に比べて歳入が31.2%、歳出が30.7%の増となり（表1）、いずれも8年連続で増加となった。
- 決算収支では、実質収支が643億75百万円で43.7%の増となり（表1）、昭和53年度以降43年連続して全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、暦日要因（注1）による地方消費税交付金の増加などにより、1.5ポイント減の90.5%となった（表2）。
- 将来にわたる財政負担は、積立金現在高が増加したものの、地方債現在高及び債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加したため、前年度に比べ1.9%増加し、9,211億95百万円となった（表3）。
- 今後、歳出面においては新型コロナウイルス感染症対策に加え、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策など多岐に渡る課題による財政需要の増大が想定される。
- 令和2年度決算における各財政指標は、見かけ上改善しているように見えるが、これは暦日要因に伴う地方消費税交付金の増といった単年度に限った要因が影響しているものであり、引き続き財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営を行うことが求められている。

注1 地方消費税交付金は、事業者が11月末日までに納めた消費税を当該年度中に交付する仕組みのため、11月末日が休日等の場合、多くの事業者の納税が12月となり、税金の一部が翌年度に繰り越される。そのため、市町村に対して、令和元年度は約11か月分、令和2年度は約13か月分の交付がされている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、%）

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額	2,238,729	1,706,856	531,874	31.2
歳出総額	2,163,738	1,655,438	508,300	30.7
実質収支	64,375	44,786	19,589	43.7

（表2）財政指標の状況

（単位：%）

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較
実質収支比率	7.3	5.2	2.1
経常収支比率	90.5	92.0	△ 1.5

注2 各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、%）

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	861,026	855,560	5,466	0.6
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	467,221	434,854	32,367	7.4
積立金現在高 C	407,052	386,207	20,845	5.4
将来にわたる財政負担 A + B - C	921,195	904,208	16,987	1.9
対標準財政規模比	103.9	105.1		

- ※ 本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
- ※ 各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】 総務局行政部市町村課
【電話】 直通：03 - 5388 - 2432

2 決算規模及び収支

(1) 決算規模

- 東京都市町村の令和2年度普通会計決算は、歳入総額2兆2,387億29百万円、歳出総額2兆1,637億38百万円となった。
- 決算規模は、前年度に比べて歳入は31.2%の増、歳出は30.7%の増となり、いずれも8年連続で増加となった。

(2) 収支

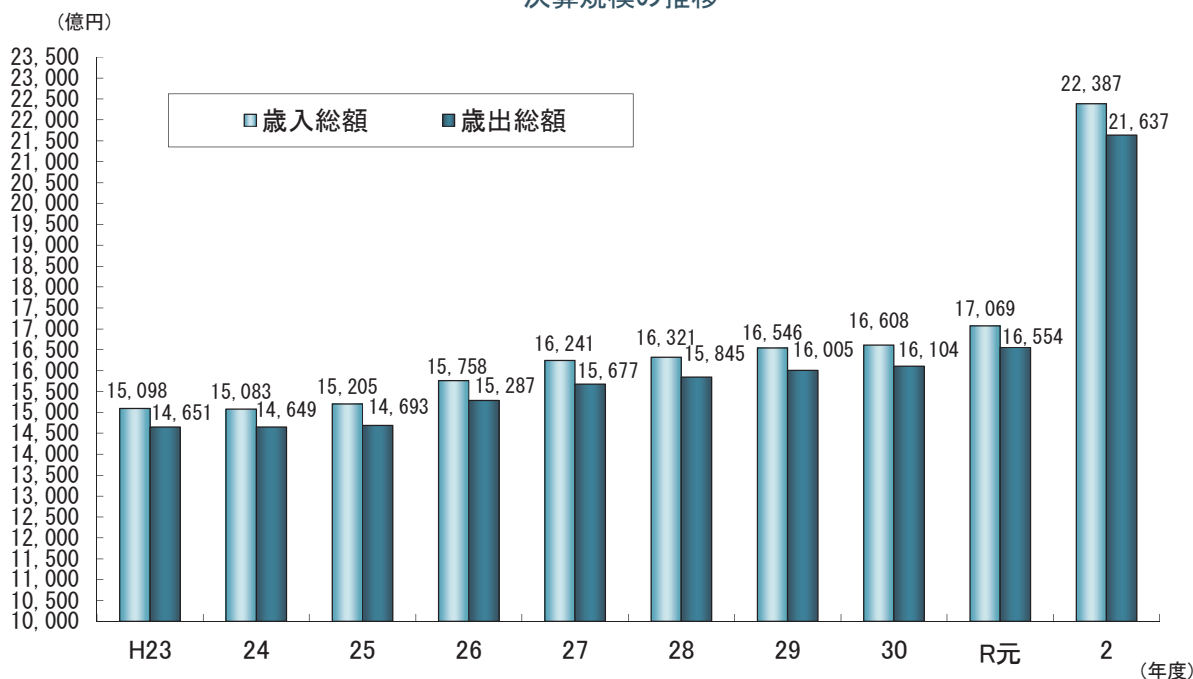
- 形式収支は749億92百万円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、643億75百万円の黒字となった。
- 実質収支から前年度実質収支を除いた単年度収支は195億51百万円の黒字で、積立金や繰上償還金等を考慮した実質単年度収支は254億83百万円の黒字となった。

(表4) 決算規模及び収支

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額 A	2,238,729	1,706,856	531,874	31.2
歳出総額 B	2,163,738	1,655,438	508,300	30.7
形式収支 A-B=C	74,992	51,418	23,573	45.8
翌年度に繰り越すべき財源 D	10,617	6,632	3,985	60.1
実質収支 C-D=E	64,375	44,786	19,589	43.7
単年度収支 (実質収支-前年度実質収支) F	19,551	△ 861	20,412	-
積立金 G	22,576	18,189	4,387	24.1
繰上償還金 H	108	1,384	△ 1,275	△ 92.2
積立金取崩し額 I	16,753	21,524	△ 4,771	△ 22.2
実質単年度収支 F+G+H-I	25,483	△ 2,812	28,295	-

決算規模の推移



3 歳入の状況

(1) 一般財源は、1.4%の増となった。

○ 地方税は、0.6%の減となり、8年ぶりに減となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、平成28年度税制改正の影響等により法人税割が28.1%の減となり、市町村民税全体では2.1%の減となった。

○ 各種交付金は、暦日要因や消費税率引き上げの影響による地方消費税交付金の増及び法人事業税交付金の創設などにより、24.5%の増となった。

(2) 特定財源は、65.6%の増となった。

○ 新型コロナウイルス感染症対応関係の補助金及び交付金が創設されたことにより、国庫支出金は174.8%の増、都支出金は10.2%の増となった。

○ 地方債は、学校教育施設等整備事業債などの増により3.7%の増となった。

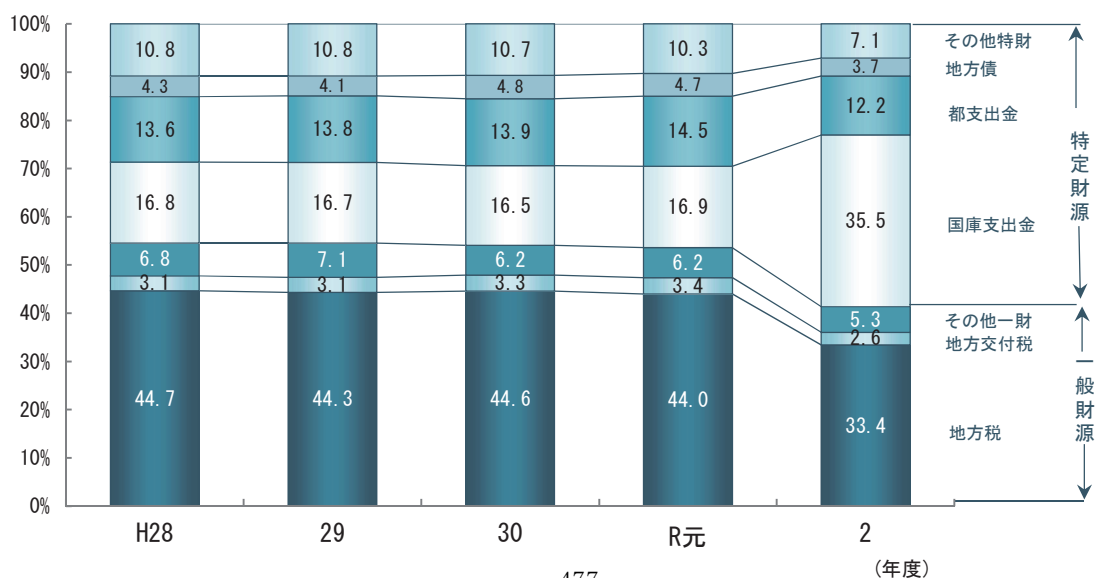
(表5) 歳入内訳

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	2,238,729	100.0	1,706,856	100.0	531,874	31.2
一般財源	927,615	41.4	915,073	53.6	12,542	1.4
地方税	747,109	33.4	751,282	44.0	△ 4,173	△ 0.6
うち市町村民税	360,219	16.1	368,067	21.6	△ 7,848	△ 2.1
うち固定資産税	300,028	13.4	296,739	17.4	3,289	1.1
地方譲与税	7,178	0.3	7,045	0.4	133	1.9
各種交付金	110,011	4.9	88,366	5.2	21,645	24.5
地方特例交付金 ※	4,825	0.2	10,236	0.6	△ 5,411	△ 52.9
地方交付税	58,492	2.6	58,143	3.4	348	0.6
特定財源	1,311,114	58.6	791,783	46.4	519,331	65.6
国庫支出金	794,431	35.5	289,118	16.9	505,313	174.8
都支出金	272,099	12.2	246,973	14.5	25,125	10.2
地方債	83,872	3.7	80,899	4.7	2,974	3.7
繰越金	50,329	2.2	48,831	2.9	1,498	3.1
その他	110,383	4.9	125,962	7.4	△ 15,579	△ 12.4

※地方特例交付金について、令和元年度の決算額は子ども・子育て支援臨時交付金を含んだ額である。

歳入構成比の推移



4 歳出の状況（性質別）

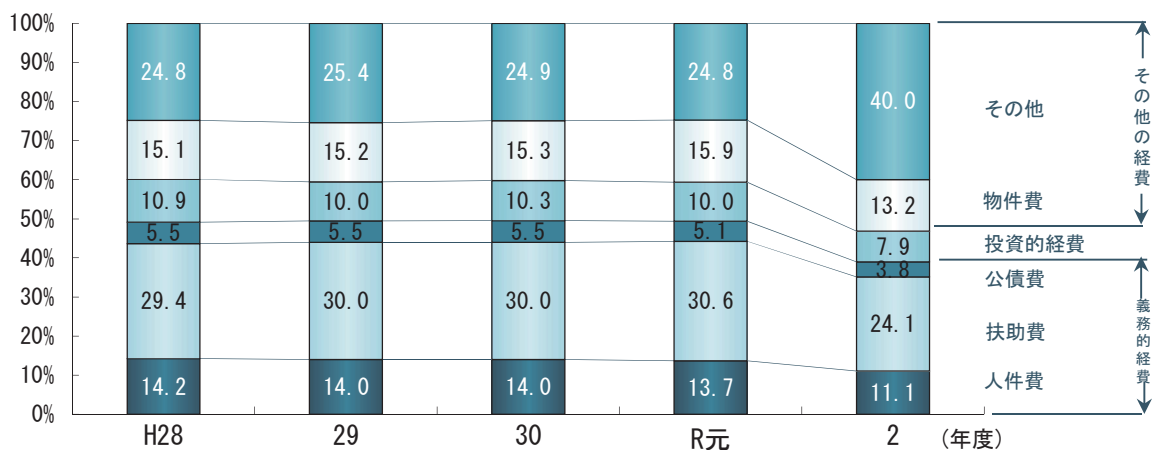
- (1) 義務的経費は3.2%の増で、歳出全体に占める割合は、10.4ポイント減の39.0%となった。
- 人件費は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増などにより、6.0%の増となった。
 - 扶助費は、保育所運営費の増などにより、3.1%の増となった。
- (2) 投資的経費は2.9%の増で、歳出全体に占める割合は、2.1ポイント減の7.9%となった。
- 普通建設事業費は、施設整備等の増などにより、2.3%の増となった。
- (3) その他の経費は70.9%の増で、歳出全体に占める割合は、12.5ポイント増の53.1%となった。
- 物件費は、GIGAスクール構想の実現に向けた事業の推進などにより、8.5%の増となった。
 - 補助費等は、特別定額給付金の給付などにより、283.0%の増となった。

(表6) 歳出内訳（性質別）

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	2,163,738	100.0	1,655,438	100.0	508,300	30.7
義務的経費	843,798	39.0	817,379	49.4	26,419	3.2
人件費	239,768	11.1	226,240	13.7	13,527	6.0
うち職員給	142,779	6.6	144,379	8.7	△ 1,600	△ 1.1
うち退職金	13,681	0.6	15,145	0.9	△ 1,465	△ 9.7
扶助費	521,561	24.1	505,919	30.6	15,642	3.1
公債費	82,470	3.8	85,220	5.1	△ 2,750	△ 3.2
投資的経費	170,031	7.9	165,202	10.0	4,830	2.9
うち普通建設事業費	165,606	7.7	161,838	9.8	3,769	2.3
うち補助事業費	53,187	2.5	46,403	2.8	6,784	14.6
うち単独事業費	110,716	5.1	114,011	6.9	△ 3,295	△ 2.9
その他の経費	1,149,908	53.1	672,857	40.6	477,051	70.9
物件費	286,435	13.2	263,959	15.9	22,476	8.5
補助費等	638,347	29.5	166,683	10.1	471,664	283.0
積立金	55,306	2.6	54,489	3.3	817	1.5
繰出金	151,011	7.0	175,048	10.6	△ 24,037	△ 13.7
その他	18,808	0.9	12,678	0.8	6,130	48.4

歳出(性質別)構成比の推移



5 歳出の状況（目的別）

東京都市町村における目的別歳出は、民生費、総務費、教育費、衛生費、土木費の順となっており、この5項目で全体の約9割を占めている。

その主な特徴は、次のとおりである。

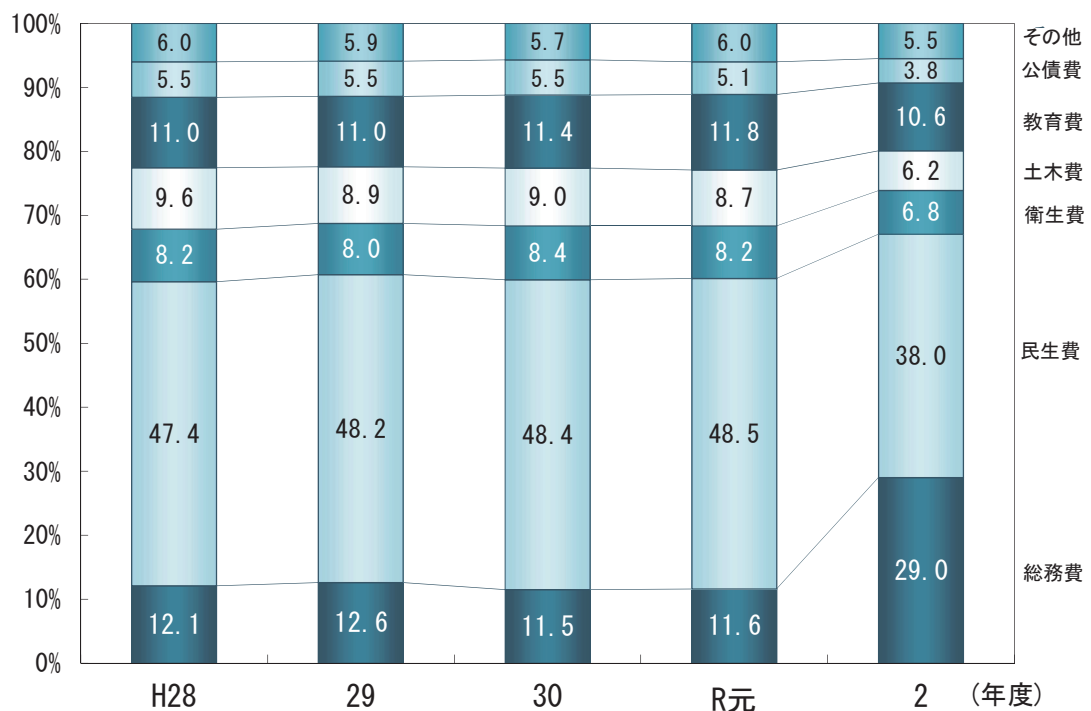
- (1) 民生費は、児童福祉費や社会福祉費の増などにより、2.3%の増となった。
- (2) 総務費は、特別定額給付金の給付などにより、227.4%の増となった。
- (3) 教育費は、GIGAスクール構想の実現に向けた事業の推進などにより、18.0%の増となった。
- (4) 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費などにより、8.6%の増となった。
- (5) 土木費は、道路橋りょう費の減などにより、7.4%の減となった。

（表7）歳出内訳（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和2年度		令和元年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	2,163,738	100.0	1,655,438	100.0	508,300	30.7
総務費	628,314	29.0	191,881	11.6	436,433	227.4
民生費	821,582	38.0	803,176	48.5	18,406	2.3
衛生費	148,059	6.8	136,331	8.2	11,728	8.6
労働費	7,072	0.3	7,183	0.4	△ 110	△ 1.5
農林水産業費	8,013	0.4	7,364	0.4	648	8.8
商工費	33,125	1.5	15,041	0.9	18,084	120.2
土木費	133,411	6.2	144,059	8.7	△ 10,648	△ 7.4
消防費	56,767	2.6	55,996	3.4	771	1.4
教育費	229,531	10.6	194,569	11.8	34,962	18.0
公債費	82,470	3.8	85,222	5.1	△ 2,752	△ 3.2
その他	15,394	0.7	14,615	0.9	779	5.3

歳出（目的別）構成比の推移



6 財政指標

(1) 実質収支比率

- 前年度から2.1ポイント増の7.3%となった。
- これは、実質収支が43.7%増加したことによるものである。

(2) 経常収支比率

- 前年度から1.5ポイント減の90.5%となった。
- これは、分母である経常一般財源等が地方消費税交付金の増などにより1.2%の増となり、分子である経常経費充当一般財源等が扶助費、公債費の減などにより0.5%の減となったことによるものである。
- なお、減収補填債（特例分）、猶予特例債及び臨時財政対策債を分母から除いた率で比較すると、前年度から1.9ポイント減の93.1%となっている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される実質公債費比率等は、暫定値を9月下旬に公表する予定である。

(表8) 財政指標の推移

区分	(単位：%)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実質収支比率	(5.1)	(6.0)	(5.5)	(5.4)	(7.5)
	5.0	5.8	5.3	5.2	7.3
経常収支比率	(93.4)	(93.7)	(95.1)	(95.0)	(93.1)
	91.1	90.8	91.8	92.0	90.5

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

※ 実質収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の（ ）書きは、減収補填債（特例分）、猶予特例債及び臨時財政対策債を分母から除いた率である。

○実質収支比率

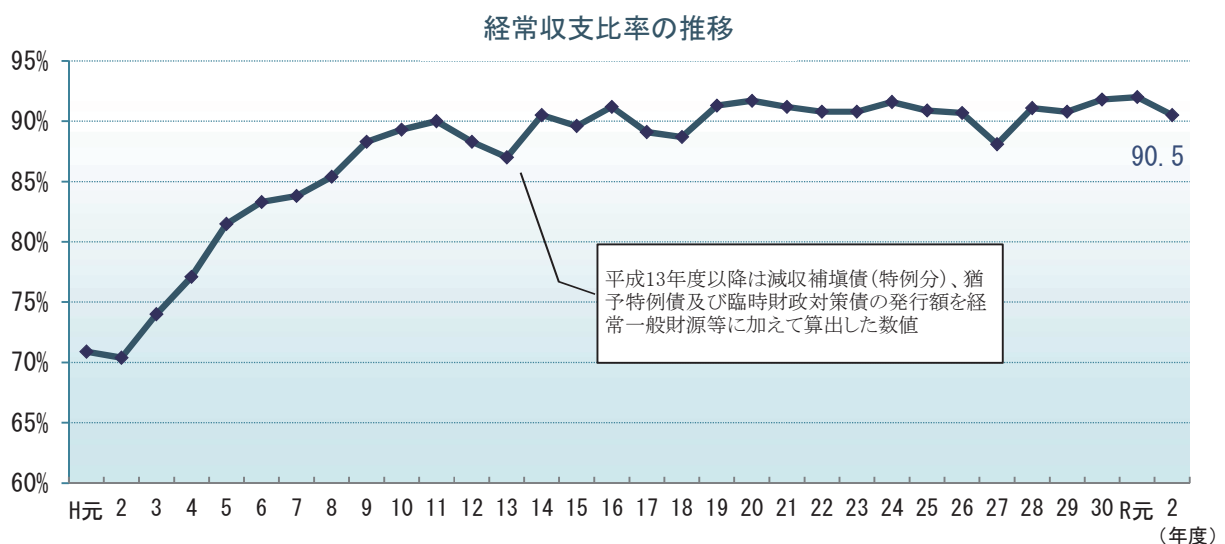
実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債（特例分）} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$



7 将来にわたる財政負担

(1) 地方債現在高

- 一般廃棄物事業債の増などにより、前年度に比べ0.6%の増となった。

(2) 債務負担行為翌年度以降支出予定額

- 施設整備及び運営管理等に係る支出予定額の増などにより、前年度に比べ7.4%の増となった。

(3) 積立金現在高

- 財政調整基金が5.7%の増となり、その他特定目的基金が5.3%の増となった結果、全体では、前年度に比べ5.4%の増となった。

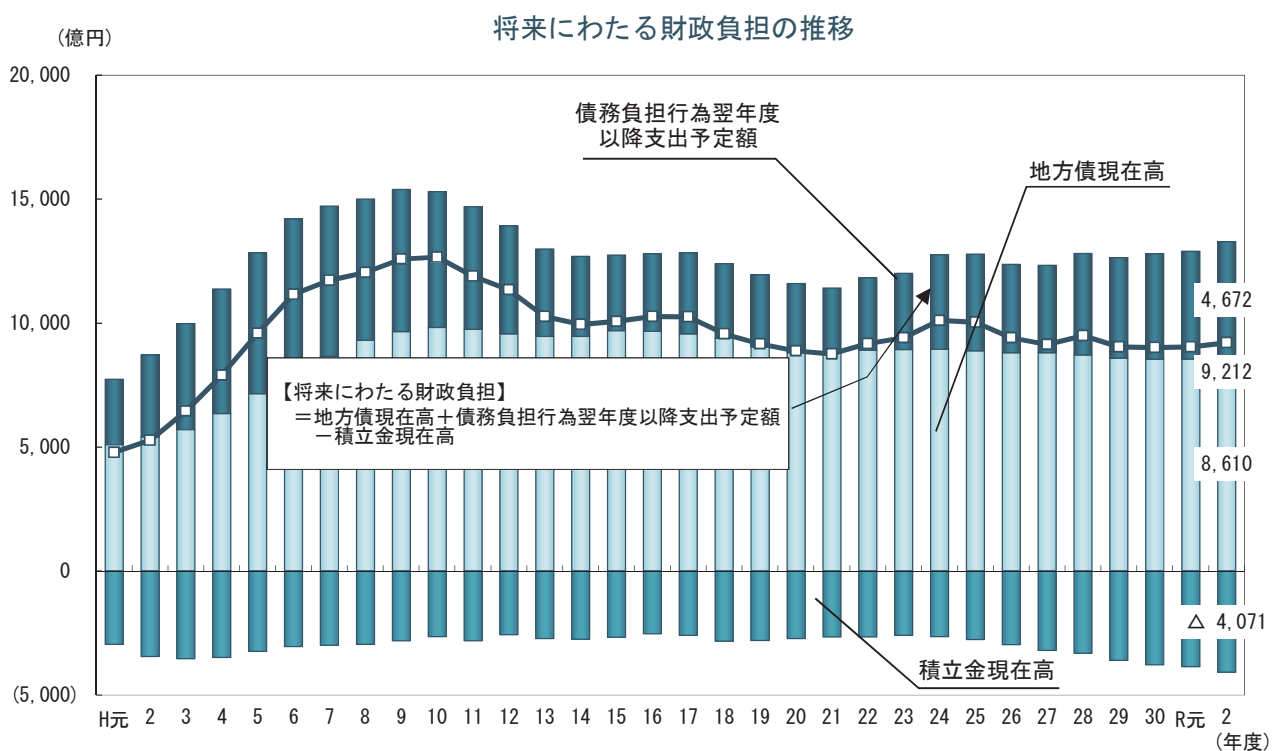
(4) 将来にわたる財政負担

- 積立金現在高が増加したものの、地方債現在高及び債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加した結果、将来にわたる財政負担（地方債現在高+債務負担行為翌年度以降支出予定額-積立金現在高）は、前年度に比べ1.9%の増となった。

(表9) 将来にわたる財政負担の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	861,026	855,560	5,466	0.6
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	467,221	434,854	32,367	7.4
積立金現在高 C	407,052	386,207	20,845	5.4
財政調整基金	127,763	120,906	6,857	5.7
減債基金	4,528	4,328	200	4.6
その他特定目的基金	274,761	260,973	13,789	5.3
将来にわたる財政負担 A+B-C	921,195	904,208	16,987	1.9
標準財政規模 D	886,633	860,533	26,101	3.0
$(A+B-C) / D \times 100$	103.9	105.1		



(表10) 各団体別決算収支

市町村名	歳入総額		歳出総額		歳入歳出差引額		翌年度に繰り越すべき財源		実質収支率		実質収支比率		経常収支比率		市町村名
	A	B	A-B=C	D	C-D=E	D	C-D=E	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率	注()は、臨時財政対策債発行額(特別分)、繰上特別債及び臨時財政対策債を分母から除いた率		
八王子市	270,945,307	262,920,201	8,025,106	1,873,455	6,151,651	1,873,455	5.6	(5.9)	85.7	(89.3)					
立川市	105,528,468	98,966,907	6,561,561	1,225,385	5,336,176	1,225,385	12.7	(12.7)	87.8	(87.8)					
武蔵野市	88,165,578	83,891,129	4,274,449	0	4,274,449	0	9.9	(9.9)	84.2	(84.2)					
三鷹市	92,277,479	89,344,845	2,932,634	148,444	2,784,190	148,444	6.9	(6.9)	89.4	(90.6)					
青梅市	68,437,435	66,623,391	1,814,044	229,362	1,584,682	229,362	5.9	(6.3)	99.1	(106.0)					
府中市	138,747,871	134,834,493	3,913,378	80,640	3,832,738	80,640	6.8	(6.8)	85.1	(85.1)					
昭島市	56,527,538	54,700,665	1,826,873	247,576	1,579,297	247,576	7.2	(7.3)	92.4	(94.5)					
調布市	125,161,758	119,346,374	5,815,384	500,604	5,314,780	500,604	10.4	(10.4)	91.3	(91.3)					
町田市	222,652,994	216,708,988	5,944,006	1,791,162	4,152,844	1,791,162	5.1	(5.3)	91.9	(95.1)					
小金井市	60,259,856	58,406,688	1,853,168	30,475	1,822,693	30,475	7.8	(7.8)	94.8	(94.8)					
小平市	93,306,036	89,851,930	3,454,106	300,029	3,154,077	300,029	8.5	(8.9)	91.0	(94.7)					
日野市	93,042,066	89,889,848	3,152,218	188,767	2,963,451	188,767	8.3	(8.6)	96.2	(100.1)					
東村山市	77,061,217	74,149,134	2,912,083	257,832	2,654,251	257,832	8.9	(9.5)	93.1	(99.6)					
国分寺市	64,793,648	62,864,528	1,929,120	136,848	1,792,272	136,848	7.1	(7.1)	93.4	(93.4)					
国立市	39,730,592	39,047,679	682,913	71,221	611,692	71,221	3.8	(3.8)	98.3	(98.3)					
福生市	32,017,872	31,362,742	655,130	50,720	604,410	50,720	5.1	(5.4)	90.2	(93.0)					
狛江市	40,606,713	38,874,179	1,732,534	142,912	1,589,622	142,912	9.7	(10.3)	89.7	(93.7)					
東大和市	44,273,867	42,281,094	1,992,773	76,421	1,916,352	76,421	11.1	(11.9)	92.1	(99.0)					
清瀬市	43,641,136	42,404,538	1,236,598	72,339	1,164,259	72,339	7.4	(7.9)	91.6	(96.8)					
東久留米	58,638,734	57,020,832	1,617,902	559,806	1,058,096	559,806	4.6	(4.9)	92.9	(99.0)					
武蔵村山	38,481,362	37,400,732	1,080,630	7,256	1,073,374	7,256	7.5	(8.0)	92.4	(98.7)					
多摩市	74,977,734	72,029,432	2,948,302	901,428	2,046,874	901,428	6.6	(6.6)	87.3	(87.3)					
稲城市	47,116,848	45,621,756	1,495,092	555,734	939,358	555,734	5.2	(5.3)	88.3	(91.2)					
羽村市	30,408,654	29,332,265	1,076,389	4,570	1,071,819	4,570	9.2	(9.5)	100.2	(103.3)					
あきる野	42,372,757	41,759,570	613,187	29,175	584,012	29,175	3.4	(3.7)	97.5	(104.4)					
西東京市	102,230,680	99,594,471	2,636,209	770,380	1,865,829	770,380	4.7	(4.9)	94.0	(99.0)					
瑞穂町	19,428,886	18,973,265	455,621	66,979	388,642	66,979	5.5	(5.5)	91.0	(91.0)					
日の出町	11,546,309	11,021,356	524,953	50,066	474,887	50,066	10.7	(11.3)	105.5	(111.4)					
檜原村	4,250,470	4,110,739	139,731	4,750	134,981	4,750	9.1	(9.3)	73.5	(75.5)					
奥多摩町	7,792,090	7,425,918	366,172	113,706	252,466	113,706	9.3	(9.6)	72.7	(75.2)					
大島町	10,246,227	10,025,953	220,274	0	220,274	0	6.3	(6.5)	89.4	(92.7)					
利島村	1,592,692	1,487,539	105,153	0	105,153	0	28.7	(29.5)	62.5	(64.2)					
新島村	4,910,830	4,746,271	164,559	1,100	163,459	1,100	9.2	(9.5)	84.4	(86.8)					
神津島村	3,407,314	3,330,316	76,998	0	76,998	0	6.4	(6.6)	76.4	(77.7)					
三宅村	4,878,227	4,757,448	120,779	6,380	114,399	6,380	6.7	(6.9)	85.2	(88.0)					
御蔵島村	1,941,526	1,918,097	23,429	2,645	20,784	2,645	5.4	(5.6)	89.3	(91.7)					
八丈町	10,120,484	9,876,381	244,103	76,105	167,998	76,105	4.5	(4.7)	84.6	(87.5)					
青ヶ島村	1,200,869	1,137,520	63,349	23,329	40,020	23,329	15.7	(16.1)	98.7	(98.7)					
小笠原村	6,009,319	5,698,611	310,708	19,036	291,672	19,036	15.2	(15.7)	73.7	(75.7)					
市計	2,151,404,200	2,079,228,411	72,175,789	10,252,541	61,923,248	10,252,541	7.2	(7.4)	90.6	(93.3)					
西多摩計	43,017,755	41,531,278	1,486,477	235,501	1,250,976	235,501	7.9	(8.1)	90.3	(92.3)					
島しょ計	44,307,488	42,978,136	1,329,352	128,595	1,200,757	128,595	8.1	(8.4)	83.4	(86.0)					
町村計	87,325,243	84,509,414	2,815,829	364,096	2,451,733	364,096	8.0	(8.2)	87.1	(89.4)					
市町村計	2,238,729,443	2,163,737,825	74,991,618	10,616,637	64,374,981	10,616,637	7.3	(7.5)	90.5	(93.1)					

(単位:千円、%)

令和3年9月27日に公表した速報値から
変動はありません。

令和3年11月26日
総務局

令和2年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等（62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の令和2年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙1をご覧ください。

1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙2を、市町村分は別紙3をご覧ください。

(1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体もありません。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙4をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は73です。

3 総括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策など多岐に渡る財政需要の増大に伴い、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、地方公営企業や、土地開発公社をはじめとした第三セクター等の経営を含めた団体全体の財政状況を分析・把握しつつ、今後も、財政運営の一層の健全化に取り組んでいくことが重要です。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、これらの指標が必ずしも特別区の実態を正確に表しているとは言えません。

<問合せ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} \quad (\text{3か年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

令和2年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度
千代田区	—	—	—	—	-0.2	0.0	—	—
中央区	—	—	—	—	-0.2	-0.1	—	—
港区	—	—	—	—	-1.6	-1.8	—	—
新宿区	—	—	—	—	-3.5	-3.7	—	—
文京区	—	—	—	—	-4.5	-4.5	—	—
台東区	—	—	—	—	-2.7	-2.4	—	—
墨田区	—	—	—	—	-1.2	-1.2	—	—
江東区	—	—	—	—	-3.7	-4.0	—	—
品川区	—	—	—	—	-4.5	-4.5	—	—
目黒区	—	—	—	—	-4.0	-4.0	—	—
大田区	—	—	—	—	-3.7	-4.0	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-3.8	-4.5	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.8	-3.8	—	—
中野区	—	—	—	—	-3.5	-2.8	—	—
杉並区	—	—	—	—	-5.6	-6.0	—	—
豊島区	—	—	—	—	-1.7	-1.8	—	—
北区	—	—	—	—	-3.0	-3.2	—	—
荒川区	—	—	—	—	-0.3	0.0	—	—
板橋区	—	—	—	—	-4.6	-3.6	—	—
練馬区	—	—	—	—	-3.1	-3.6	—	—
足立区	—	—	—	—	-3.6	-3.4	—	—
葛飾区	—	—	—	—	-1.6	-1.8	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-5.7	-5.6	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-3.4	-3.5	—	—

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度
八王子市	—	—	—	—	-0.9	-0.7	—	—
立川市	—	—	—	—	1.8	2.4	—	—
武蔵野市	—	—	—	—	-0.7	-0.4	—	—
三鷹市	—	—	—	—	1.0	1.4	4.0	6.8
青梅市	—	—	—	—	2.6	2.7	—	—
府中市	—	—	—	—	3.0	2.7	—	—
昭島市	—	—	—	—	0.5	0.3	—	—
調布市	—	—	—	—	0.4	0.3	11.6	9.7
町田市	—	—	—	—	0.5	0.0	—	—
小金井市	—	—	—	—	1.8	2.1	13.8	17.9
小平市	—	—	—	—	2.0	1.7	—	—
日野市	—	—	—	—	-2.3	-2.2	19.9	13.1
東村山市	—	—	—	—	2.3	2.7	—	0.2
国分寺市	—	—	—	—	-1.6	-1.2	—	0.4
国立市	—	—	—	—	0.0	-0.4	—	—
福生市	—	—	—	—	-3.1	-3.2	—	—
狛江市	—	—	—	—	1.7	1.9	6.3	10.1
東大和市	—	—	—	—	-2.2	-2.7	—	—
清瀬市	—	—	—	—	3.7	3.5	41.9	23.8
東久留米市	—	—	—	—	0.1	0.3	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	0.3	0.0	—	—
多摩市	—	—	—	—	2.0	1.6	—	—
稲城市	—	—	—	—	3.0	2.9	34.6	32.8
羽村市	—	—	—	—	1.0	1.6	9.6	15.1
あきる野市	—	—	—	—	7.1	8.2	41.1	44.4
西東京市	—	—	—	—	2.1	1.7	19.5	21.7
瑞穂町	—	—	—	—	0.6	0.6	6.0	—
日の出町	—	—	—	—	4.4	4.5	—	—
檜原村	—	—	—	—	4.2	5.0	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	7.1	6.8	—	—
大島町	—	—	—	—	11.8	12.2	121.7	134.8
利島村	—	—	—	—	4.9	4.0	—	—
新島村	—	—	—	—	6.0	6.2	—	—
神津島村	—	—	—	—	2.7	2.2	—	—
三宅村	—	—	—	—	5.6	4.7	—	—
御蔵島村	—	—	—	—	4.8	3.3	—	—
八丈町	—	—	—	—	12.2	12.3	—	6.6
青ヶ島村	—	—	—	—	-0.7	-0.2	—	—
小笠原村	—	—	—	—	5.4	6.9	—	—
市町村平均	—	—	—	—	1.0	1.0	—	—
市平均	—	—	—	—	0.8	0.8	—	—
町村平均	—	—	—	—	5.5	5.6	—	—

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

令和2年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率		団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		2年度	元年度			2年度	元年度
八王子市	下水道事業会計	—	—	あきる野市	下水道事業会計	—	—
立川市	下水道事業	—	—	西東京市	下水道事業会計	—	—
武蔵野市	水道事業	—	—	瑞穂町	瑞穂町下水道事業会計	—	—
武蔵野市	下水道事業	—	—	日の出町	下水道事業特別会計	—	—
三鷹市	下水道事業会計	—	—	檜原村	簡易水道特別会計	—	—
青梅市	病院事業会計	—	—	檜原村	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	モーターボート競走事業会計	—	—	奥多摩町	病院事業会計	—	—
青梅市	下水道事業会計	—	—	奥多摩町	下水道事業特別会計	—	—
府中市	競走事業会計	—	—	大島町	水道事業	—	—
府中市	下水道事業会計	—	—	利島村	簡易水道事業特別会計	—	—
昭島市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—	利島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
昭島市	水道事業会計	—	—	新島村	簡易水道事業会計	—	—
昭島市	下水道事業会計	—	—	新島村	と畜場事業会計	—	—
調布市	下水道事業会計	—	—	新島村	下水道事業会計	—	—
町田市	町田市病院事業会計	—	—	神津島村	農業集落排水特別会計	—	—
町田市	町田市下水道事業会計	—	—	神津島村	簡易水道特別会計	—	—
小金井市	下水道事業会計	—	—	三宅村	旅客自動車運送事業会計	—	—
小平市	小平市下水道事業会計	—	—	三宅村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	市立病院事業会計	—	—	御蔵島村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	下水道事業会計	—	—	御蔵島村	観光施設事業会計	—	—
東村山市	下水道事業会計	—	—	八丈町	水道事業会計	—	—
国分寺市	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計	—	—	八丈町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
国分寺市	下水道事業会計	—	—	八丈町	病院事業会計	—	—
国立市	下水道事業会計	—	—	八丈町	浄化槽設置管理事業会計	—	—
福生市	福生市下水道事業会計	—	—	青ヶ島村	簡易水道事業特別会計	—	—
狛江市	下水道事業会計	—	—	青ヶ島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
東大和市	土地区画整理事業特別会計	—	—	小笠原村	簡易水道事業特別会計	—	—
東大和市	下水道事業会計	—	—	小笠原村	浄化槽事業特別会計	—	—
清瀬市	下水道事業会計	—	—	特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
東久留米市	下水道事業会計	—	—	阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	下水道事業会計	—	—	昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—	福生病院企業団	福生病院企業団病院事業会計	—	—
多摩市	下水道事業会計	—	—	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—
稲城市	病院事業会計	—	—	東京都六市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
稲城市	下水道事業会計	—	—	東京都三市収益事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市水道事業会計	—	—	東京都四市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市下水道事業会計	—	—				

- 【備考】 1 資金不足額がない場合は、「—」と表記している。
2 東京都四市競艇事業組合は令和2年度から対象となったため、令和元年度は該当がない。

3 主な用語の説明

本資料における主な用語については次のとおりである。

○地方公共団体関係

- 1 **都市** 狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。令和2年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。
- 2 **一部事務組合** 都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

○決算統計基本用語

- 1 **地方財政状況調査** 総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。
- 2 **普通会計** 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。
- 3 **地方公営事業会計** 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称
- 4 **決算額** 本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。
- 5 **形式収支** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額
- 6 **実質収支** 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額
- 7 **単年度収支** 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 8 **実質単年度収支** 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

○歳入関係

- 1 **一般財源** 通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車環境性能割交付金及び法人事業税交付金を加算した額をいう。
- 2 **一般財源等** 一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。
- 3 **地方譲与税** 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。
- 4 **地方特例交付金** 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金をいう。
- 5 **地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

- 6 **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ (\text{測定単位1当たり費用}) & (\text{人口・面積等}) & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

- 7 **基準財政収入額** 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$(\text{市町村の場合}) \quad \text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{ 分の } 75 + \text{地方譲与税等}$$

- 8 **国庫支出金** 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。
- 9 **都(道府県)支出金** 都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- 10 **財源対策債** 昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債
- 11 **減収補填債** 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。
- 12 **減税補填債** 恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成19年度地方債計画において皆減となった。
- 13 **臨時財政対策債** 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。令和2年度から4年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。
- 14 **猶予特例債** 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税法の改正により、地方税の徴収猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について発行する地方債。

○歳出関係

- 1 **目的別歳出** 行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。
- 2 **性質別歳出** 経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。
- 3 **義務的経費** 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
- 4 **投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

- 5 **補助事業** 地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業
- 6 **単独事業** 地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 7 **国直轄事業** 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

○財政分析指標

- 1 **経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等(経常一般財源等)、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
- 2 **公債費負担比率** 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合
- 3 **実質収支比率** 実質収支の標準財政規模に対する割合
- 4 **財政力指数** 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近3か年度の平均値
- 5 **標準財政規模** 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

○地方財政計画等

- 1 **地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。
- 2 **地方債計画** 地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画
- 3 **債務負担行為** 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。
- 4 **基金** 条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金(財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金)と定額運用基金(定額の資金を運用するための基金)とに分類することができる。
- 5 **財政調整基金** 積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの
- 6 **減債基金** 積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの
- 7 **特定目的基金** 積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金